

令和元年第三回

芦北町議会9月定例会会議録

開会 令和元年9月2日

閉会 令和元年9月12日



熊本県芦北町議会

令和元年第3回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・2	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 【平成30年度芦北町一般会計決算(歳入)の連合審査会】
3	火	本会議 一般質問
4	水	委員会審査 総 務（企画財政課、税務課、議会事務局） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課、健康増進課）
5	木	委員会審査 総 務（総務課、会計室） 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課）
6	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、農林水産課） 文教厚生（教育課、福祉課）
7	土	休 日
8	日	休 日
9	月	休 会（議事整理）
10	火	休 会（議事整理）
11	水	休 会（議事整理）
12	木	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出（閉 会）

目 次

第1号（9月2日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	10
第1 会議録署名議員の指名	10
第2 会期の決定について	10
第3 諸報告	10
議長諸般の報告	10
行政報告	10
第4 町長の提案理由説明	10
第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	11
令和元年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	
第6 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
第7 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価結果の報告について	13
（一括議題＝日程第8から日程第16まで）	
第8 認定第1号 平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	14
第9 認定第2号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	14
第10 認定第3号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	14
第11 認定第4号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	14
第12 認定第5号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	14
第13 認定第6号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	14
第14 認定第7号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳	

	出決算の認定について	14
第15 認定第8号	平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	14
第16 議案第39号	平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について	14
第17 議案第40号	令和元年度芦北町一般会計補正予算（第3号）	15
第18 議案第41号	令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	23
第19 議案第42号	令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）	24
第20 議案第43号	令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2 号）	25
第21 議案第44号	芦北町移住体験住宅条例の制定について	26
第22 議案第45号	芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制 定について	27
第23 議案第46号	芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 について	28
第24 議案第47号	芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正す る条例の制定について	29
第25 議案第48号	芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条 例の制定について	30
第26 議案第49号	財産の無償譲渡について	31
第27 議案第50号	工事請負契約の締結について	32
第28 議案第51号	工事請負契約の締結について	33
第29 議案第52号	工事請負契約の締結について	34
7 散 会		35

第2号（9月3日）

頁

1 議事日程	39
2 出席議員氏名	39
3 欠席議員氏名	39
4 説明のため出席した者の職氏名	39
5 事務局職員出席者	39
6 開会 開議	42

第1 一般質問	42
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	42
○竹崎町長答弁	43
○岩田教育長答弁	43
○櫻井総務課長答弁	44
○元山税務課長答弁	44
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	44
○元山税務課長答弁	45
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	45
○元山税務課長答弁	45
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	45
○元山税務課長答弁	46
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	46
○竹崎町長答弁	47
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	47
○白坂教育課長答弁	48
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	48
○白坂教育課長答弁	48
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	48
○白坂教育課長答弁	49
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	49
○岩田教育長答弁	49
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	50
○白坂教育課長答弁	50
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	50
○白坂教育課長答弁	50
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	50
○白坂教育課長答弁	50
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	50
○白坂教育課長答弁	50
(14) 川尻成美議員第14回目一般質問	51
○岩田教育長答弁	51
(15) 川尻成美議員第15回目一般質問	51
○竹崎町長答弁	52

(1) 坂本登議員第1回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	53
○川尾企画財政課長答弁	53
○内田福祉課長答弁	54
○櫻井総務課長答弁	54
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	54
○川尾企画財政課長答弁	55
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	56
○川尾企画財政課長答弁	56
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	56
○川尾企画財政課長答弁	57
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	59
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	59
○内田福祉課長答弁	59
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	60
○内田福祉課長答弁	60
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	60
○内田福祉課長答弁	60
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	62
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	62
○竹崎町長答弁	63
7 散 会	63

第3号（9月12日）

頁

1 議事日程	67
2 出席議員氏名	68
3 欠席議員氏名	68
4 説明のため出席した者の職氏名	68
5 事務局職員出席者	68
6 開会 開議	70

（一括議題＝日程第1から日程第9まで）

第1 認定第1号 平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定につ

	いて	70
第2	認定第2号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	70
第3	認定第3号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	70
第4	認定第4号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	70
第5	認定第5号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	70
第6	認定第6号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	70
第7	認定第7号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	70
第8	認定第8号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	70
第9	議案第39号 平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について	70
第10	議案第44号 芦北町移住体験住宅条例の制定について	85
第11	議員派遣の件	86
	(一括議題＝日程第12から日程第16まで)	
第12	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第13	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第14	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第15	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第16	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	87
	追加日程	
第1	議案第53号 工事請負契約の締結について	87
第2	議案第54号 工事請負契約の締結について	89
第3	議案第55号 工事請負契約の締結について	90
7	閉 会	91

令和元年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年9月2日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 町長の提案理由説明

第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

第 6 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 7 報告第 5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第8から日程第16まで）

第 8 認定第 1号 平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 2号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第10 認定第 3号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

第11 認定第 4号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第12 認定第 5号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第13 認定第 6号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

第14 認定第 7号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

第15 認定第 8号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 第16 議案第39号 平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第17 議案第40号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第41号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第42号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第43号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第44号 芦北町移住体験住宅条例の制定について
- 第22 議案第45号 芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第46号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第47号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第48号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第49号 財産の無償譲渡について
- 第27 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第28 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第29 議案第52号 工事請負契約の締結について
- （散 会）

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 白 坂 康 浩 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君
9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会
期 日 令和元年7月8日（月）
場 所 グランメッセ熊本
講 師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏
内 容 分権時代に対応した議会の活性化
- 3 南九州西回り自動車道建設促進期成会総会
期 日 令和元年7月9日（火）
場 所 ホテルキング（出水市）
- 4 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との
意見交換会
期 日 令和元年7月12日（金）
場 所 熊本テルサ
内 容 次期（第7次）水俣芦北地域振興計画策定について
- 5 水俣芦北広域事務組合議会臨時会
期 日 令和元年7月16日（火）
場 所 水俣芦北広域事務組合
内 容 議長等の選任について外
- 6 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 令和元年7月23日（火）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 7 熊本県町村議会議長会正副議長研修会
期 日 令和元年8月5日（月）
場 所 熊本県市町村自治会館
講 師 NPO法人えがおつなげて代表理事 曾根原 久司 氏
内 容 分権時代に対応した議会の活性化

8 南九州西回り自動車道の早期実現に関する中央要望（夏）

期 日 令和元年8月6日（火）～7日（水）

場 所 各関係省庁（東京都）

令和元年9月2日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦北町監第19号
令和元年8月8日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和元年7月31日

3 検査実施日

令和元年8月8日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,746,732,439 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	5,623,224,944 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	72,285,691 円
	計	7,442,243,074 円
水 道 事 業 会 計		350,495,068 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 グランメッセ熊本 2階 コンベンションホール
- (3) 内 容 講演

演題 チーム議会

講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏

- (4) 期 間 令和元年7月8日(月)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

2 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 別館大会議室
- (3) 内 容 講演

演題 熊本の田舎は宝の山

講師 NPO法人えがおつなげて代表理事 曾根原 久司 氏

- (4) 期 間 令和元年8月5日(月)
- (5) 派遣議員 草野副議長

令和元年9月2日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和元年第３回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第１ 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、１３番 寺本修一君及び１４番 岡部君の二人を指名します。

-----○-----

第２ 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から９月１２日までの１１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月１２日までの１１日間に決定しました。

-----○-----

第３ 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第４ 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会９月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り誠にありがとうございました。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず令和元年度芦北町一般会計補正予算（第２号）に係る専決処分の承認１件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに芦北町の教育に関する

る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成30年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計外6件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る議案を含めた認定等9件を提案しております。また、今回は10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化と併せて子育て世帯の経済的負担軽減とさらなる子育て支援の充実を図るため、町独自の取組として保育園等を利用する3歳児から5歳児までの副食費を県下に先駆けて無償化することを盛り込んだ令和元年度芦北町一般会計補正予算を提案しております。そのほか特別会計に係る補正予算3件、条例の新規制定の議案1件、条例の一部改正の議案4件及び財産の無償譲渡の議案1件、並びに工事請負契約3件、合計25件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、説明申し上げます。

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、7月4日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、6月28日から7月3日の豪雨により発生しました災害の応急対策として、予算の総額に歳入歳出それぞれ591万3,000円を追加し、予算の総額を112億9,400万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

款10災害復旧費です。項1目2林業用施設災害復旧費の591万3,000円は、林道災害2件に係る測量設計業務委託料です。

次に、歳入については、6ページをご覧ください、

今回の災害対策に係ります費用591万3,000円につきましては、財政調整基金を補正財源として繰り入れるものです。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

—————○—————

第6 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、報告第4号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について説明いたします。お手元に配付しております資料をご覧ください。資料の1ページをご覧ください。

はじめに、実質赤字比率です。実質赤字比率は普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値としては表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字比率を表すもので、本町では赤字決算はございませんので、数値としては表れてまいりません。

資料の2ページをご覧ください。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、3カ年の平均で求めるようになっており、平成30年度は昨年度から0.2ポイント減の4.2%となっております。なお、比率が18%を超えると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると

早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。
さらに、35%以上になりますと、財政再生団体となります。

資料の3ページをご覧ください。

将来負担比率です。将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率です。充当可能な財源が負債の額を上回り、前年度同様に数値は算定されませんでした。

以上、全ての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあるといえます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値として出てまいりません。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

-----○-----

第7 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 結果の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、報告第5号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 報告第5号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成30年度分の報告書を作成いたしましたので、今回、議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課にお

きまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の1ページ、2ページに事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A B C Dの4段階で行っております。全51事業中、A評価が33事業、64.7%、B評価が18事業、35.3%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

—————○—————

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第 8 | 認定第 1号 | 平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 2号 | 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 3号 | 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 4号 | 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 5号 | 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 6号 | 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 認定第 7号 | 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 認定第 8号 | 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第16 | 議案第39号 | 平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、認定第1号「平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第16、議案第39号「平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申があつておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから、一括議題の議案に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において委員会付託の答申があつております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第39号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員長においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第17 議案第40号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第40号「令和元年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第40号、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,912万9,000円を追加し、総額を113億7,313万1,000円とするものです。また、第2条で債務負担行為の補正を計上しております。

主な補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から説明いたします。

予算書は１０ページになります。

款２総務費です。項１目１一般管理費の１０８万１,０００円は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために設置される子育て世代包括支援センターで使用する相談室の改修等に係る修繕料と工事請負費です。

目６企画費の２００万円は、地域おこし協力隊の企業事業承継に対する補助金５０万円と、空き家改修及び家財処分に対する移住定住推進事業費補助金１５０万円を増額するものです。

目９支所・出張所費の１００万５,０００円は、職員の病休に伴う臨時職員の通勤手当、社会保険料及び賃金です。

目１１高速交通対策費の２０万円は、ふれあいツクールバスの故障に伴う修繕料です。

次に、款３民生費です。項１目２障がい者福祉費の３３６万３,０００円は、嘱託職員の退職と新規採用により不足する費用弁償１万６,０００円の増額と、障がい者支援自立給付費等の平成３０年度事業実績に伴う国・県負担金の精算償還金です。

目４高齢者福祉費の１,７６１万６,０００円は、特別養護老人ホーム田の浦荘が実施する居室の個室化に対する補助金です。

予算書は１１ページになります。

項２目１児童福祉総務費の８３０万３,０００円は、嘱託職員の新規採用に伴い不足する費用弁償２万４,０００円の増額と、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園等を利用する子どもに対する子育てのための施設等利用給付費扶助費１１１万円と、子育て世帯の経済的負担軽減と子育て支援の充実を目的に、副食費を無償化するための副食費扶助費５５０万８,０００円です。また、児童福祉事業の平成３０年度事業実績に伴う精算償還金１６６万１,０００円です。

目２児童措置費の２１０万４,０００円は、子どものための教育・保育給付費の平成３０年度事業実績に伴う精算償還金です。

目３母子福祉費の７万２,０００円は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の平成３０年事業実績に伴う精算償還金です。

次に、款４衛生費です。項１目１保健衛生総務費の１８７万１,０００円は、子育て世帯包括支援センターに係る需用費２１万１,０００円と、備品購入費１６万９,０００円です。また、マイナンバー活用のための健康管理システム改修委託料１０５万６,０００円と、人工授精など不妊治療に対する助成金２５万円、未熟児養育医療費の平成３０年度事業実績に伴う精算償還金１８万５,０００円です。

目5健康増進事業の1万5,000円は、健康増進事業の平成30年度事業実績に伴う精算償還金です。

予算書は12ページになります。

款5農林水産業費です。項1目3農業振興費の1,020万2,000円は、補助事業の内示があったことから、告地区茶生産組合が導入する製茶機械に対する地域特産物産地づくり支援対策事業補助金327万5,000円と、大川内地区が県の中山間農業モデル地区の指定を受けたことに対する支援事業補助金50万円と、田植機などの購入に対するくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金642万5,000円です。また、多面的機能支払交付金事業において、2組織において活動期間が終了したことから精算償還金2,000円を計上するものです。

目7農業施設管理費の38万8,000円は、多目的研修センターの浄化槽の故障に伴う修繕料です。

目8中山間地域等直接支払事業の1万1,000円は、協定農用地の転用に伴う精算償還金です。

項2目2林業振興費の126万3,000円は、有害鳥獣被害防止対策事業補助金が当初見込みより増加する見込みとなったために増額するものです。

款6商工費です。項1目2商工業振興費の1,778万5,000円は、旧計石小学校にサテライトオフィスとして企業が入居見込みであることから、それに係る電話料2万6,000円と、トイレ等の改修に係る工事請負費1,576万3,000円です。また、誘致に係るPR業務等の委託料33万円と、入居予定の企業に対する補助金166万6,000円を新たに計上するものです。

予算書は13ページになります。

目3観光費の451万円は、町有温泉事業特別会計の補正に伴う繰出金です。

目5御立岬公園費の64万2,000円は、ゴーカート場の路面の舗装に伴う修繕料です。

目6物産館管理費の79万8,000円は、浄化槽の蓋の破損に伴う修繕料です。

款7土木費です。項2目3道路新設改良費の200万円は、国の交付金の追加内示がなされたことから、危険ブロック等安全確保支援事業補助金を増額するものです。

次に、款8消防費です。項1目1常備消防費の258万円は、水俣芦北広域行政事務組合へ救急車購入に対する指定寄附があったことから、救急車購入に係る不足額を構成市町で負担するために増額するものです。

次に、款9教育費です。項1目3教育指導費の14万4,000円は、嘱託職員の人事異動に伴う費用弁償です。

項2目1学校管理費の7,000円は、学校公務員の人事異動等に伴う報酬6万5,000円の減額と、費用弁償7万2,000円です。

項3目1学校管理費の100万9,000円は、学校公務員の人事異動に伴う報酬6万5,000円の増と、費用弁償6万円の減です。また、中学校施設設備の修繕100万4,000円を増額するものです。

予算書は14ページになります。

項4目1幼稚園費の8万4,000円と、項6目4学校給食施設の7万6,000円は、嘱託職員の人事異動に伴う費用弁償をそれぞれ増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は8ページになります。

款12分担金及び負担金です。項2目2民生費負担金の1,923万3,000円の減額は、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い10月以降の保育料等の利用者負担金を減額するものです。

款13使用料及び手数料です。項1目1総務使用料の3万3,000円は、10月から移住体験住宅の運用を開始することから、使用料を計上するものです。

目7教育使用料の86万1,000円の減は、10月から幼稚園授業料を無償化することから、授業料を減額し、新たに預かり保育料を計上するものです。

次に、款14国庫支出金です。項1目1民生費国庫負担金の2,352万円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、国庫負担金を増額するものです。

項2目3衛生費国庫補助金の143万3,000円は、子育て世代包括支援センターに係る妊婦出産包括支援事業補助金72万9,000円と、健康管理システムの改修に係る母子保健情報連携システム改修事業補助金70万4,000円です。

目5土木費国庫補助金の100万円は、危険ブロック等安全確保支援事業に係る社会資本整備総合交付金です。

次に、款15県支出金です。項1目1民生費負担金の1,175万9,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い県負担金を増額するものです。

予算書は9ページになります。

項2目2民生費県補助金の1,855万8,000円は、施設の個室化に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,761万6,000円と、多子世帯に対する保育所等副食費補助金74万2,000円です。また、少子化総合交付金を副食費補助金に充当するために20万円を計上するものです。

目3衛生費県補助金の35万4,000円は、県が新たに少子化対策に係る補助金を創設したことから、各事業に係る少子化対策総合交付金を計上し、それに伴い終了する補助金を減額するものです。

目4農林水産業費県補助金の851万5,000円は、製茶機械の導入に係る地域特産物産地づくり支援対策事業補助金159万円と、田植機等の導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金642万5,000円です。また、大川内地区に係る中山間地農業モデル地区支援事業補助金50万円を計上するものです。

目5商工費県補助金の500万円は、旧計石小サテライトオフィス改修に係る補助金です。

目6土木費県補助金の50万円は、危険ブロック等安全確保事業に係る補助金です。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

款20諸収入です。項4目2雑入の1万6,000円は、中山間地等直接支払事業と多面的機能支払交付金事業の精算に伴う返還金です。

最後に、款19の繰越金です。歳入歳出の不足額2,853万5,000円を前年度繰越金より充当するものです。

次に、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正について説明いたします。芦北町総合コミュニティセンター用の備品について、令和2年度の購入に備え、契約手続き等を進める必要があることから、今回の補正で備品購入費の限度額1億7,600万円を追加するものです。

なお、予算書15ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額に関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 11ページの児童福祉総務費、保育所等副食費扶助費のところで、町長から説明があったときには3歳から5歳というふうに説明をされました。そして、県下では先駆けてやるということで、非常に評価できると評価しております。しかし、ゼロ歳から2歳はどうなっているのか、それと主食についてはどうなっているのか。あと、財源は一般財源の何を持ってきたのかというのをちょっと分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） まず、ゼロ歳から2歳につきましてはですけど、これにつきましてはゼロ歳から2歳につきましては非課税世帯が無償化ということになります。無償化に伴いまして、副食費が発生することはございません。課税世帯につきまし

ては、保育料の中に副食費も含まれておりますので、保育料として徴収しますので、新たに徴収することはありません。

それと、財源でございますけど、今回の財源につきましては、これまで町独自で保育料を4割程度減額しておりました。その減額した分を財源として今回補正をするものでございます。

主食につきましてはですけど、今現在、3歳から5歳については主食費は弁当等を持っていておりますので、そちらのほうで本人負担ということで対応してもらっているところでございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） いずれにしても、取組としては評価できると考えております。主食、弁当と言われましたけども、全国では本当にわずかではありますが、主食・副食とも無料にしているところもありますので、今後の課題としていただきたいなと思います。

もう一つは、ちょっと私聞き漏らしたのか、申し訳ないんですが、12ページの林業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業補助金というのはどういうの補助金だったのか、もう一度すみませんが教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 補助金の内容でございますが、これは被害防止対策の一環といたしまして、電気柵とか金網柵とか、鳥獣被害から農作物を守るために使う資材などに補助をしているものでございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） その126万3,000円、電柵等が何件分になりますか。

○議長（宮尾秀行君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） この126万3,000円の算出根拠といたしましては、現在、当初予算で措置していただきました予算をほぼ執行しておりますので、今後どれだけ見込まれるかというのを算出根拠としなければなりません。従いまして、私たちは事務的に過去5年間の8月以降の補助金を執行した額を調べてみました。そのうち過去5年間の中で最高と最低を除いた中庸3カ年間の平均を見込みの金額として算出しましたところ、126万3,000円となりましたので、その額でお願いしているものでございます。

負担率につきましては、事業費の消費税を除く2分の1を補助しているところでございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかにありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、歳出のほうで、款1目の6企画費です。地域おこ

し協力隊活動補助金及び移住定住のほうで２００万円計上されております。今現在来ている３人の方と、そして今度新しく募集をかけておりましたけども、このどの部分にどういう形なのか、ちょっとお願いしたいと思います、今回の補正、補助金は。

２点目が、款７の目３道路改良費の中で、危険ブロック塀安全保護の補助金が２００万円付いたということですけども、これは前年度から町が２００万円要求したものであるという、それが出てきたと思いますけども、いわゆる通学路における民間のブロック等は特に要請があったと思いますけども、具体的にこの２００万円の根拠ですけども、どういう申請をされたのか、どこがどのあたりなのかというのは分かったら説明をいただきたいと思います。

あと１点が、款８目１の芦北広域行政事務組合の負担金がありますけども、ちょっと救急車のどうのこうのと言われたんですけども、１市２町で負担がありますけども、この具体的な負担の内容を教えてください。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） それでは、一番最初に質問がございました地域おこし協力隊活動補助金の５０万円、これにつきましては先ほど３人という質問がございましたが、４人でございます。その中のお一人の方がですね、来年度に起業をする、事業を起こすというようなことから、今回、芦北町地域おこし協力隊事業活動補助金交付要綱の第３条に基づいて、隊員が本町内で起業する者の起業に要する経費を補助するものというようなことで、総額１００万円。ですから、今年度５０万円を予定しております。来年度５０万円というようなことで予定をしております、今考えておられるのが御立岬での海の家サップ、または大野中学校の家庭科室などをもう少し備品を揃えたりとかというようなことから、今回５０万円を計上したものであります。

次に、移住定住推進事業補助金の１５０万円でございますが、まず当初予算で１５０万円の予算措置をしてございます。内容は改修工事が３件の９０万円、家財道具等の撤去が３件の６０万円、合計１５０万円という予算措置をしております。現在の執行が改修工事のみを行ったのが２件の６０万円、家財道具等の不要物撤去のみを行ったのが３件の４２万８,０００円、双方を補助としていただいて、事業実施されたのが１件の３９万１,０００円、トータルで１４１万９,０００円の執行が今なされておまして、執行残が８万２,０００円でございます。今後、いろいろとお話をいただいているもの等を踏まえまして、今回１５０万円を追加するものでございます。以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 危険ブロック塀等の内容について、御説明いたします。

現在、効果促進事業のほうで危険ブロックの撤去のほうを行っておるところでございます。市町村でですね、危険ブロックの撤去を行っている市町村には、国のほうからですね、今回、期間事業として国の配分が100万円あったところがございます。今回補正をお願いしたところがございますが、内容がですね、多少ちょっと違っておりまして、今回の補正の内容は、今までは国道、県道、町道、4m以上の道路に接するブロックとかです。あるいは通学路、避難路という基準がありましたけど、今回は幅員4m以上の国道、県道、町道はもとより、加えましてですね、里道などの道路の横のブロックも対象ということでなっております。ですので、補助上限もですね、以前は20万円でしたけど、今回はもう上限なしということで、延長の長いブロックも有利かなというところで期待されているところがございます。

箇所につきましてはですね、今後周知をしていきながら、ホームページ等ですね、周知をしていきながら、この内容をですね、掲載して呼びかけていく予定でございます。今後は、塀の延長や道路の種類に関わらず、幅広い対象者に制度を利用させていただくため、今回お願いしているものでございます。ただ、今回行うものにつきましては、3分の1が受益者負担ということになっておりますので、そこも今回の制度の改正であったところがございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 款8消防費の負担金補助及び交付金258万円についてでございますが、先ほど企画財政課長より説明がありました救急車購入に対する指定寄附であります。熊本日日新聞等でですね、見られた方もいらっしゃると思いますが、芦北町大字米田の前田将様から2,800万円の寄附をいただいております。救急車購入に係る費用が3,427万6,000円ということでございまして、不足する627万6,000円、これをですね、構成市町であります水俣市、芦北町、津奈木町で負担率がありますので、その負担率によって算定して、各市町が負担するということとなっております。その金額でございます。以上で終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今の水俣芦北広域のほうは了解いたしました。

次に、ブロック塀の件で、また再度確認しますけども、今から募集といいますか、考えておられるようでありますけども、これはもう事故がメディアで報道されてからもう大分なりますし、通学路においては私も一般質問とかいろいろやっと思っておりますけども、早急にやるべき問題じゃなかろうかというふうに思います。民間が手を挙げてからやるというのじゃなくして、やっぱり事前に通学路なんか調査してお

られると思いますが、教育委員会のほうで。だから、早急にやるべき問題じゃないかと。地震も頻発にこの頃起きていますよね。そういうことで、私は緊急性があるんじゃないかなと思いますので、早く通学路においてはやってもらいたいなという考えでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、地域おこしの件ですけれども、現在4人が来ておられるんですかね。今現在、来ている方に対しての補助金ということで理解していいんですか、諸々の。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

現在、4人お出でいただいております。男性お二人、女性お二人でございまして、その中の男性のお一人の方が来年度に事業を起こすための事前準備を行いたいというようなことから、今回50万円を補正をしたものでございます。先ほど、補助金交付要綱を申し上げましたけれども、残りの方についてもですね、来年度以降、事業を起こしたいということの申し出がありますと、退任後1年までの間は補助対象とすることになっていますので、退任されてからでも補助申請を受け付けるという形になります。今回はお一人の男性の方、事前準備の50万円というようなことでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 3回目です。

私、4人と言ったけど、1人は夫婦ですよ。だから、一人一人で4人てなるんですね。はい、分かりました。了解です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第18 議案第41号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、議案第41号「令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第41号、令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ78万7,000円を追加し、総額を29億9,817万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書7ページになります。

款8諸支出金の償還金78万7,000円は、特定健診等の平成30年度の事業実績に伴います国庫負担金、県負担金の精算償還金でございます。

歳入につきましては、6ページになります。

款6繰越金の78万7,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第19 議案第42号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、議案第42号「令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第42号、令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ2,156万6,000円を追加し、総額を23億4,008万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款5諸支出金の償還金2,156万6,000円は、介護給付費、地域支援事業費の平成30年度の事業実績に伴います国庫負担金、県費負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款8繰越金の2,156万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第43号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第43号「令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） おはようございます。

議案第43号、令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ451万円を追加し、総額を1億947万8,000円とするものです。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書 7 ページになります。

款 1 温泉運営費、目 4 大野温泉センター運営費の補正額 4 5 1 万円は、消音ボイラーの故障によりまして、冬場の営業に向けて支障を来しますので、今回、取替修繕を行うものです。

次に、歳入につきまして、6 ページになります。

款 3 繰入金の一般会計繰入金 4 5 1 万円は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 2 1 議案第 4 4 号 芦北町移住体験住宅条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 1、議案第 4 4 号「芦北町移住体験住宅条例の制定について」を議題とします。

議案第 4 4 号は、先の議会運営委員会で委員会付託とする旨の答申があつております。したがって、会議規則第 3 8 条第 2 項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

これから議案第 4 4 号に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において委員会付託の答申があつておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

第22 議案第45号 芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第22、議案第45号「芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第45号、芦北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、令和元年10月1日から消費税等の税率が10%に引き上げられることに伴い、行政財産使用料条例の関係規定を改正するものでございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 行政財産使用料ということですが、行政財産というのはどういうものを示しているんですか、ちょっと教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 主なものがですね、電柱の使用料が一番大きゅうございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 主なもので電柱と言われましたけど、主でないものもあるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。財産調書に全部、行政財産、書いてありますが、それを見てもらえば分かると思いますが。よろしいですか。じゃあ櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 金額的に申しますと、先ほど言いました電柱ですね、本柱とか支柱、道路にありますけど、そういったものが主なものでございます。それとで

すね、あと、土地もございます。土地の1カ月未満の土地の貸し付け等もこれに該当するということであります。以上であります。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第23 議案第46号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第23、議案第46号「芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第46号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、令和元年10月1日から消費税率等の税率が10%に引き上げられることに伴い、水道の新設時に係る加入金及び水道料金の基本料金と超過料金について改正を行うものでございます。

また、経過措置として、9月分までの料金については従前のとおりとすることとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２４ 議案第４７号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２４、議案第４７号「芦北町浄化槽市町村整備推進事業
条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第４７号、芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例
の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、議案第４６号と同様に、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、
町が設置及び管理する浄化槽を使用する場合の使用料について改正を行うものでご
ざいます。

また、経過措置として、９月分までの料金については従前のとおりとすることと
しております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○４番（坂本 登君） 提案理由の中に、町が設置及び管理する浄化槽というのを、具
体的に教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 町が設置、管理するということは、町が維持管理して
いる、町が事業主体となって事業運営している浄化槽でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） どこに設置してあるとかを聞いたんですけど。

○議長（宮尾秀行君） 杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 田浦地区に設置してある浄化槽でございます。市町村
型設置の浄化槽でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２５ 議案第４８号 芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２５、議案第４８号「芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第４８号、芦北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、議案第４６号と同様に、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、町が設置及び管理する農業集落排水処理施設を使用する場合の使用料について、改正を行うものでございます。

また、経過措置として、９月分までの料金については従前のとおりとすることとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２６ 議案第４９号 財産の無償譲渡について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２６、議案第４９号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第４９号、財産の無償譲渡について、御説明申し上げます。

本議案は、花岡東公民館敷地の無償譲渡に係るものであります。

１ 財産の表示、所在「花岡字中村上７７０番地８」、種別「土地」、地目「宅地」、地積「３２８．０５㎡」、「花岡東公民館敷地」であります。

２ 無償譲渡の相手方、花岡東区 区長 白菊静子。

３ 無償譲渡をする日、議決日。

概要について、御説明申し上げます。

当該財産は、現在の花岡東公民館の敷地でございますが、公民館建設当時の昭和６２年６月２４日付で公民館建設用地として地元有志の共同名義で町に対して寄附された経緯がございます。これは公民館建設当時、自治会や町内会などの地縁による団体に法人格を付与する法的な枠組みがなく、地区名義で所有することができませんでした。個人の名義とした場合についても構成員が転居した場合の手続きや相続などの財産上の諸問題が発生するため、地区が公民館を建設する場合には町に建設用地を寄附して、町の普通財産とした上で公民館が建設されることが通例でございました。

現在は、地方自治法が改正され、地縁による団体に法人格を付与する認可地縁団体制度が法的に整備されております。花岡東区は、この法的な枠組みを活用して、令和元年５月２２日付で認可地縁団体となり、地区名義で不動産登記が可能となりました。令和元年７月２６日付で当該土地の無償譲渡に係る要望書が町に提出されましたので、公民館建設当時の経緯を踏まえまして、当該財産を無償で譲渡するものでございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２７ 議案第５０号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２７、議案第５０号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第５０号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線（国道３号交差点）外道路新設改良工事の請負契約締結の承認に係るものであります。

- １ 契約の目的 町道射場芦北線（国道３号交差点）外道路新設改良工事
- ２ 契約の方法 指名競争入札
- ３ 契約の金額 ９,１８５万円
- ４ 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字田浦７３５番地１
平松・浪本特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社平松建設 代表取締役 平松 久

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、国道３号の平生交差点付近の道路拡幅と舗装の打ち替えを行うもので、１３０ｍの施工区間となっております。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事の内容・規模を確実に施工するためには、特定建設工事共同企業体方式を採用し、その組み合わせにつきましては、町内業者２社による編成が効果的であると考え、第１グループに町内土木業者Ａランク上位１１社、第２グループに町内土木業者Ｂランク及びＣランク１１社を選定しました。入札は、８月２２日に執行し、仮契約を翌日の８月２３日に行っております。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税率１０％を適用しておりますが、消費税法等の施行が見送られた場合、改正前の税率を適用するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２８ 議案第５１号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２８、議案第５１号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第５１号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線（芦北４工区）道路新設改良工事の請負契約締結の承認に係るものであります。

- | | |
|----------|---|
| １ 契約の目的 | 町道射場芦北線（芦北４工区）道路新設改良工事 |
| ２ 契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３ 契約の金額 | ６，０２８万円 |
| ４ 契約の相手方 | 熊本県葦北郡芦北町大字白木１１９０番地
木崎・フクマツ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社木崎建設 代表取締役 木崎 隆士 |

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、１８０ｍの施工区間となっており、重力式擁壁工、水路工、舗装工などの道路新設改良工事を行うものでございます。

入札の経緯につきましては、議案第50号と同様でございますので、割愛いたします。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第29 議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第29、議案第52号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第52号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、山崎橋橋梁補修工事の請負契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 山崎橋橋梁補修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 5,775万円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋593番地
横山・泉特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社横山建設 代表取締役 横山 伸一

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、橋梁点検の結果を踏まえた補修工事で、施工延長53mにつきましては、上部・下部構造のクラック補修及び断面補修、橋面部のアスファルト部分を全面的に打ち替えて、橋面防水を施工します。また、歩道部について、上部構造と下

部構造をつなぐ支承の補修を行い、鋼床板部が錆びているため、舗装の塗り替えを行います。

入札の経緯につきましては、議案第50号と同様でございますので、割愛いたします。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

午前11時25分より、議員控室において常任委員会の連合審査会を行います。

—————○—————

散会 午前11時15分

令和元年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年9月3日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 白 坂 康 浩 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君
9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 淵 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 長 崎 十三男 君 次長（課長補佐） 岡 田 謙 治 君

令和元年第3回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	川尻成美	1 消費税10%への引き上げの町の対応について	10月に予定される消費税10%への引き上げが確実となるようだ。国において事務手続き等最終段階である。 ① 消費税アップに伴い、町が行う事務に関し、どのような影響があるか。また、その対応はどうなっているか。 ② 消費者として、軽減税率など分かりにくい部分があるが、どのように啓発していくのか。	町 長
		2 学校及び芦北町総合コミュニティセンターへの司書配置について	本町内の小中学校図書室には司書が配置されていないと聞いている。 ① 現状はどうなっているか。また改善策は考えているか。 ② 芦北町総合コミュニティセンター建設が予定され、新しい図書館も建設される。司書の配置はどのように考えているか。	教育長
2	坂本 登	1 地域経済の循環と雇用について	① 私の6月議会質問に対し町長は「雇用もどんどん増えている。やれることはやる。」と答弁されました。直近5年間の雇用者数の業種別推移は如何か。 ② 「地域経済の循環」について、町における実態を把握するために、町の地域産業連関表を作成する考えはないか。また、今後の総合計画等に反映させるために、「地域経済	町 長

		分析システム」RESAS（リーサス）を活用し、地域の経済構造を分析し研究をするワーキンググループを新たに設け推進する考えはないか。	
	2 中等度難聴者補聴器購入費補助拡充について	① 現行の補聴器購入に対する公的助成制度はどうなっているか。 ② WHO、世界保健機関では何デシベル以上に補聴器を付けるということが奨励されているか。 ③ 助成対象になっていない難聴の程度40～69デシベルの中等度の方を対象とした補聴器の購入に対して、町独自の補助をする考えはないか。また、町として中等度難聴者に何ができるのか、どうしていくべきなのか、研究を含めて検討を進めてほしいが如何か。	町 長
	3 ペーパーレス化・タブレット活用について	町の業務が効率化されるといわれているペーパーレス化・タブレット活用について、どのように考えているか。また、ペーパーレス化・タブレット活用のメリット・デメリットは何か。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、議席に配付してあります議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さま、おはようございます。

9月定例会開会后2日目でございます。

まず、秋雨前線が停滞が長引いて、先週は北部九州の特に佐賀大町町等、大きな被害があったようでございます。お見舞い申し上げ、早い復旧を祈念申し上げます。

また、我が芦北においても日照不足で、作物の成長等、危惧されますけども、どうか今後回復してですね、実りの秋になってもらいたいなと願っております。

さて、9月定例会に臨みまして、一般質問、2点の質問をいたします。

まず第1は、消費税10%への引き上げの町の対応についてであります。2つに、学校及び芦北総合コミュニティセンターへの司書配置について質問します。

まず、第1の消費税10%への引き上げの町の対応についてであります。消費税増税は反対はまだまだ根強い中ではありますが、今10月1日から予定される消費税10%への引き上げが確実となるようであります。それに伴い、国においては事務手続きに急務を要し、最終段階と思っております。そこで、1点の質問は、消費税アップに伴い、町が行う事務に関し、どのような影響があるのかであります。また、その対応はどうなっているのか、担当課に質問をいたします。

先の全員協議会で、消費増税に伴う使用料の改定等について説明を受けておりますが、通告をしておりましたし、また違った観点からの質問となりますので、答弁、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点として、消費者として軽減税率等、分かりにくい部分が多々あります。

町民へのどのような形で啓発されるのか、また分かりやすい説明をどうされるのか質問をします。

第2の学校及び建設予定の芦北町総合コミュニティセンターの司書配置について質問します。私は、今年2月10日と2月17日の西日本新聞の「くらし」というコラム記事がございますが、その2月のテーマは「学校図書館？」という見出しで記事が連載されておりました。4回にわたった連載でございましたが、文部科学省の調査で、学校図書館の司書がゼロという記事であったわけです。九州の市町村が公表されていまして。小中学校配置ゼロの熊本県の市町村が14ある中に、芦北町もゼロとして名が挙がっておったわけでありまして。司書教諭の配置は、12学級以上の学校は義務づけられておりますが、熊本県、宮崎県が配置ゼロの市町村が多いのに驚いたわけでありまして。

そこで、質問の1点は、現状は我が町の小中学校の現状はどうなっているのか、各学校図書管理運営はどのようになっているのか、今後改善策はないものか質問するものであります。

2点は、芦北町総合コミュニティセンター建設が予定され、新しい図書館も併設されるようであります。そこで、新図書購入費8,900万円、その図書4万冊が9月補正予算に上程され、債務負担行為の補正として可決を先日したわけでありまして。この施設に図書館司書の採用が予定すると、先の全員協議会でありましたが、募集内容等、具体的に説明を求めるものであります。

以上、2つの問題でありましたが、第1の質問の消費増税は、消費者、商店等、トラブルが予測されると思っておりますが、消費落ち込みも含め予測されるわけでありまして。総体的に町長の考えを聞かせていただければ幸いです。

以上申し上げ、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1につきましては、先日行われた全員協議会、昨日の議案審議におきまして、各担当課長から御説明させていただき、議決いただいたところでありますが、御質問でありますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題2の①②につきましては、関連しますので併せてお答えいたします。

学校図書館法によると、設置は努力義務とされております。町内の小中学校図書室には、現在のところ、専門的な知識、経験を有する学校図書館担当事務職員、い

わゆる学校司書の配置はしておりません。各小中学校においては、図書館教育担当の教職員が学校司書の役割を行っているところでございます。なお、司書については、令和元年度の職員採用試験において1人を採用予定であり、総合コミュニティセンター図書館へ配置するよう予定しております。司書募集の内容につきましては、担当課のほうから説明はさせたいと思います。

また、学校に対しましては、その司書が各学校を訪問し、図書紹介や読み聞かせ、読書等の取組を行うことが考えられております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題1の①についてお答えします。消費税率10%への引き上げが令和元年10月1日より施行されます。これに伴う町が行う事務への影響、対応につきましては、本9月議会におきまして、行政財産の使用料、公営企業会計等におきます使用料について、2%を上乗せする条例改正を上程し、昨日、議決いただいたところでございます。また、体育施設、温泉施設等については、町民の負担軽減を図る必要から、使用料を据え置くこととしております。なお、消費税の対象とならないものとして例を挙げますと、窓口等が発行します各種証明書、介護保険サービス、保育料、埋葬料、火葬料、住宅使用料等が消費税法に規定されている非課税となる主なものでございます。

続きまして、募集内容の具体的な内容でございますが、受付期間は本年、令和元年7月29日から8月16日でございました。図書館司書の申込み人数は5名であります。具体的には、受験資格を司書の資格を有し、公共図書館、学校図書館、大学図書館等における図書館司書の職務経験を通算して3年以上有するものとし、司書としての実務のノウハウを有する者を募集したところであります。

○議長（宮尾秀行君） 元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） おはようございます。

質問の主題1の②について、お答えいたします。消費税は国税、地方消費税は県税であるため、税務課では国や県からの依頼により、消費税軽減税率制度等の広報・周知を行ってまいりました。今までは消費者向けというよりは、体制づくりのための事業者に対する広報・周知の依頼がほとんどでしたが、今後は消費者向けの広報・周知の依頼が増えてくると考えられますので、適宜、適正なタイミングで住民への広報・周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、消費税増税のほうからいきたいと思いますが、全

員協議会で説明がなされて、私もそれは町の改定に伴うものは理解をしたわけであり
ます。そういう中で、私のところにも国税局からの軽減税率税の仕組み等の書類
が送って、昨日、一昨日ですか、送ってきたのは事実であります。町として、国・
県のほうからの依頼であります、そのまず率直に言って、事務的な消費税増税に
伴う事務的な負荷といいますか、は大体どのくらい予測するんですかね、分からな
いんですかね。どんなですか。

○議長（宮尾秀行君） 数字で表れてきますでしょうか、それとも。

○12番（川尻成美君） 大綱的にいいです。

○議長（宮尾秀行君） 元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） その数字的なものについては、現在分かりかねます。以上
です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 国・県からのこれに伴う補助金とか交付金とかはあるんです
かね、どんなですか。そこをちょっと聞きたかったんですよ。

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 広報等に対する事務費等の補助金についてはありません。
以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これに伴う事務あるいは町独自の啓発活動とか広報について
は、一般財源で行うということで、それでは理解をいたします。

かなり税務課においては事務的にいろいろあるのではないかなと、労力がいるん
じゃないかなというふうに懸念をするわけであります。そして、今のもう1カ月を
切ったわけですが、いわゆるこのいろいろ説明があつたり、補助の手続きをや
つたりとかするのにですね、予測された件数の4分の1ぐらいしか応募がなかつた
り、書いてありました、新聞に。例えばレジ1台に、最大20万円の補助がある
という申請に対して、30万件予測していたのに12万件しかないとか、そういう
これに伴う改善しなければいけないのは、やっぱり補助はあるのに来ないという予測
がされておりますし、非常にポイント還元制度の登録申請をすべき20万件の店が

4分の1しかまだ申請がないと、こういう事態があつて、私、混乱が予測されるんじゃないかなというふうに思っていてですね、町内にそういう店等、特に中小企業の企業の皆さん方はそういうのが懸念されるんじゃないかなという心配もありますが、いかがでしょうか、税務課としては。

○議長（宮尾秀行君） 元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） これまでも先ほど申しましたとおり、まちだより等ですね、4回の掲載を行ってきております。これは事業者向けの消費税の軽減税率制度の説明会の案内ということで行ってまいりました。また、広報あしきたへの掲載も1回6月号に載せております。これは電話相談センターの案内ということで周知をしておるところです。

また、昨日、芦北町のホームページのほうにも、国税庁、それから総務省のホームページの紹介ということで、これも広報・周知のほうを行っているところでございます。また、今後の予定としましては、広報あしきたの9月号に特集ページを掲載予定でございます。また、税務課の窓口等ではですね、国・県からの消費税関係のチラシを備え置きをしております。

このように、税務課としては、やれる範囲のことで広報・周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 鋭意、要するに住民、国民が理解を事前にしなければいけない点が非常に多いというふうに思います。軽減税率といいますと、外食産業においては食べたら10%がかかる、持って帰ったら8%でいいとか、そういう兼ね合いがありますし、反対でした、反対。その通りやったな。持ち帰れば8%でいい。そういう勘違いする点があったのはその通りでありますし、そこをトラブルがないようにどうするのかというのも、やっぱり個人の理解度の問題とは思いますが、やっぱり町内の中でですね、やっぱり周知というのは大事じゃないだろうかと思いますし、今からキャッシュレス時代があると思います。中国なんかはもうほとんど財布の中にお金は入っていないという形ですけども、キャッシュレスだと中小規模の店舗ですと5%の還元があるとか、コンビニとかフランチャイズは2%とか、大手スーパーとか百貨店は無しとかありますけども、こういうのの使い分けで非常にですね、私も顧問の税理士さんがおられますけども、このことも聞きましたら、言いにくいんですけど、この制度は愚策だというような形で言われておりました。ほとんどの税理士さんがこの制度は愚策だという、分かりづらいという、そしてそれが飛躍しますけども、やっぱり社会保障に本当にこの消費税が使われるのかなと

いう問題もありますし、そういうことで今回やっぱり今に合った状況の中でこういう質問をしたんですけども、鋭意やっぱり町としての町民にいかに関心して理解をしてもらえる、説明をしてもらえる、そういうことを一番この一般質問では重視した次第であります。ネットで取ればですね、いろいろあるんですけども、なかなか当事者としてお店に行ったときは、やっぱり非常に勘違いする、理解が得られない状況もありますので、そういう中でしっかりと多忙な事務でもある中に努力をしていただきたいなというふうに思います。

町長、私、冒頭言いましたように、町長としてやっぱりどういうことを職員にですね、伝えて、頑張れという激励も含めてですね、一言お願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 職員につきましては、芦北町という行政体に取り組むべきことにつきましては、もう事務的に淡々とやるだけであります。また、一般消費者の方、生産者の方々につきましては、それぞれ連合組織等ございますので、そこでもですね、これらには取り組んでおることかと思っております。ニュースとか新聞を見ますと、商店でもレジの切り替えもまだしてないと、もう既に実施まで1カ月を切ったわけではありますが、それもしない。うちはもうそのまま行くというところが結構あるみたいです。先ほどおっしゃったように、ややこしくて仕方ありません。ですから、先ほどもちょっといろいろ勘違いがあったわけではありますが、恐らく国はですね、もう走りながら考えようというですね、いつものパターンではなかろうかなと思いますが、これはもう実際失敗を繰り返す中でですね、学ぶ以外にないのかなと。一般的にはですね、そういう思いもしないわけではないわけですが、しかし町民の皆さん方の不安が少しでもですね、軽減されるように町としても広報等を通じて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 了解いたしました。

次に、2つ目の問題です。私もこの2月の新聞報道を見まして、ちょっとびっくりしたわけでもありますけども、しかしながら、この図書司書教諭は学校には先ほど申し上げましたように、12学級以上じゃないと義務づけはされていないということで、現在やってないということでもありますけども、私、聞き取り調査を行いました。この一般質問をするにはやっぱり裏付けが必要ですので、小中学校、聞き取り調査を行ったわけでもありますけども、小学校においてはですね、小学校教諭は全科目、学級を見ますので、専門的な国語教諭はいませんが、その配置された教諭の中で図書担当を決めて、1年か2年か分かりません。多分1年ローリングでやると思いますけども、そうしてやっている。そして、子どもたちも図書係がおるから、図書係

と一緒に図書の管理はやっているということでありました。町から支援員を入れてありますので、その方も加勢をしてもらっているということでございます。中学校においては、国語教諭がおりますので、中には専門の司書教諭も何人かおられると思いますけども、その方が担当されて生徒の図書係とやっぱり同じくシステムはやっている。

また、管理については、パソコンでですね、管理をしている。そして、貸し出し等については、バーコード、これは小中学校一緒です。今はもうそういう校長会でも決めてあるんじゃないかなと、システムをですね。大変良いことじゃないかと。しかしながら、やっぱり仕分けといいますか、管理については非常に重荷があるというような含みをおっしゃっておいりましたし、整理、古いのをどう処分していいのか、そういうのもちょっと問題、自分たちではできないものもあるというようなことが懸念されるようでありました。4校聞き取り調査をしましたときに、全学校がそういうことを言われておいりました。夏休みの期間とか冬休みとか、休みが長くあったときに、修理したりとかはやっていきますというようなことでありました。

そういう状況の中でありますけども、小中学校に今どのくらいの図書が、小学校9校、中学校3校ですけども、どのくらいの図書があるんですかね、まず一点。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

現在、学校にある図書室の蔵書数につきましては、田浦小学校が6,193冊、佐敷小学校が6,223冊、大野小学校が4,306冊、吉尾小学校が2,916冊、湯浦小学校が4,909冊、内野小学校が4,206冊、田浦中学校が5,579冊、佐敷中学校が6,477冊、湯浦中学校が5,359冊でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 先ほど始まる前に、毎年、図書費はどのくらいですかということで聞いたんですけども、会議録で残すために平成31年度の予算はどのくらいですかね、小学校、中学校の。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 平成31年度に限らずですね、毎年同じ額を計上しております。中学校におきましては3校で100万円でございます。小学校につきましては6校で150万円を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこで、学校からもっと増冊してくれとか、そういうことの要望とかは校長会等ではないんですか。今で十分でしょうか、どんなですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

校長会等からですね、特別もっと予算を増やしてほしいという要望は上がっておりません。なお、地道にですね、毎年、継続的に予算を付けながらですね、図書の充実を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それではですね、学校図書の重要性というのが非常に問われる問題というふうに、識者、この新聞に投稿された識者は言っておられます。その中でですね、活字離れ、私もそう思いますし、活字離れは非常に多くはありますし、私たちなんかもペーパーレスとかそういうので活字離れはありますが、特に今タブレット、 아이폰とかで、本よりもそのほうが楽しいし、時間もそれに費やしているというのが現状じゃないかと思います。学力の調査においてもですね、ちゃんと明記してありましたが、勉強時間、読書時間の中で、読書時間が長い子どもは学力が非常に上がっているということをデータであっております。だからこそやっぱりその図書の重要性、義務づけられていませんけども、司書教諭の、今後コミュニティセンターに司書教諭を入れて、それを学校にも回すということは言われたけども、それで十分なのかなとか思うわけであります。今後、運営においてはいろいろあるかと思いますが、政府としても力を、この図書については予算的にも学校司書を入れるような予算も付けてあるのも掲載されてありました。16年度は司書配置に対してですね、補助も出してあるようでございます。それはもう自治体の判断だということが掲載されておりますけども、やはりそれを重要性は認めているということでありますので、そのところ、我が町は「未来はすべての子どもたちのために」というスローガンがありますので、このことは基本になるんじゃないだろうかなというふうに私は感じておりますので、教育長のその考えをちょっとお聞かせしていただければと。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、学校司書は義務づけということで、義務努力といえますか、大変申し訳ございません、努力義務ということでなっております、現在のところ、配置はしておりません。また、学校のほうからもその配置しないことにつきまして、支障が出ているというようなことも聞いておりませんので、今から、現在のところ、配置の予定はございません。けども、そういう参考意見とさせていただく中で、今後考えていくべき問題かなと思っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 採用募集については、先ほど総務課長のほうから言われましたけども、その前に図書司書を持っている教諭は何名かおられるんでしょう。はっきり分かりますか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議員さんがおっしゃるとおり、学校図書館法によりますと、司書教諭につきましては12学級以上の学校には必ず置かなければならないということになっております。本町におきましては佐敷小学校がその該当の学校になります。佐敷小学校については、司書の資格をお持ちの先生はお二人いらっしゃいまして、そのうちのお一人がですね、司書教諭という位置づけになっているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それじゃあ配置ゼロじゃないじやなかですか。佐敷小学校は配置してあるということですか、今の答弁では。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 佐敷小学校につきましては義務がございますので、役割として与えてございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） なぜこれには小中学校で、学校図書の司書がゼロで書いてあるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 司書教諭につきましては、あくまでも教諭でございます。専門に対応する職員でございますので、その代わりにですね、事務職員として学校図書館に勤務、配置をする場合が学校図書といわれるものでございますので、あくまでも事務職員でございます。その学校図書は現在のところ配置してございません。学校司書は配置しておりません。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） ちょっと混乱する答弁でありますけども、要するに専門の司書教諭は置いてないということでしょう。ただ、免許は持っている教諭はおられますということでしょう。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 司書教諭につきましては、佐敷小学校に1人配置がございます。あくまでも教諭でございます。それは熊本県が配置をする職員でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 後で資料をやりますので、そういう中で私が言いたいのは、やっぱり学力向上とか求める中で、何が必要なのかということを経験したわけでありまして、今後、教育行政の中でやはりいろんな世の中の変動に対応することを経験していないと、どういう社会に今後なっていくんだろうかなと、すごくスピードが速く、ITに飲み込まれていくような感じがします。現在、タブレット、AIの授業もやっておりますし、活字離れも懸念されますし、感性というような形の中ではやっぱり本というのは重要性があるんじゃないかというふうに思います。

今後、新しい図書館に専門の図書館司書を入れられるとは別に、やっぱり今後対応すべき問題もあろうかと思いますが、教員採用においては県がされるものですから、その点非常に難しい問題もありますが、どういう考えで、教育長、おられますか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 先ほど申しましたとおり、コミュニティセンターのほうに司書の配置を予定させていただくことになるかと思いますが、この中で仕事の内容としまして、各小中学校に巡回の図書紹介とか読書とか読み聞かせ、それといろんな取り組みも考えられているところでございます。

それで、学校の授業内容等についても学校図書館だけではやはり賄えない部分もあろうかと思いますが、公立の図書館と連携をすることでより多くの資料や情報が子どもたちに提供できる可能性となり、大きな学習効果が期待できるところでございまして、このことを推進させていただきながら、子どもたちの教育に活かしていきたいと思っております。

また、先ほどICTの教育を推進しとるところでございまして、活字離れが離れるんじゃないかなという御質問もございましたけども、ここにつきましても学校現場と連携を取りながら、その活字離れがしないようなところの方策を取りつつ、鋭意努力しながら子どもたちの未来のために教育行政を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回、9月議会には芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告がなされておりました。CがBに上がって、BがAに上がって、落ちたものはなかったんですが、この具体的な中で読書活動の推進、図書館運営事業というやつの中ではありますが、これにも書いてありますように、新しい芦北町総合コミュニティセンターの早期完成を願い、利用増を期待していると

というような学識者の意見でございますし、また町立図書館の新刊本や、読んでほしい書籍の紹介も、広報紙や図書館だより等でもっと啓発してほしいとか、こういう学識経験者の意見でございますので、これが生涯学習課のほうですけども、これをいかにA点に上げていくかが必要かというふうに思いますので、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

そこで、教育行政と町の行政は違いますが、町長に、今言ったことを踏まえてですね、町長、どういう考えで連携していかれるのかお答えをさせていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど来の御提言のとおりでございます。コミュニティセンターが来年の12月完成予定でありますので、これを機に学校図書も併せましてですね、より充実していく、そして必要な予算はきちんと措置していくという姿勢で、教育委員会と連携してまいりたいと思います。

○12番（川尻成美君） 終わります。

○議長（宮尾秀行君） これで、川尻君の質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。10時55分から再開をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本議員から資料配付の申し出がありましたので、これを許可しました。

次に、坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登です。議長の許可を得まして、3項目について質問いたします。

質問の前に、8月28日・29日にかけての九州北部豪雨により被災し、被害に遭われた皆さまに心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、災害現場で作業をされている全ての方々に対し敬意を表します。毎年のように甚大な被害が起きる自然災害に、改めて一人ひとりが社会的弱者と自分自身の命を守るために、主体的に早め早めに避難する自覚の必要性を確信しました。町民に対して安全な場所に避難する必要性を定期的に分かりやすく発信・周知していただきたいことを要求いたしまして、質問に入ります。

最初に、地域経済の循環と雇用についてお聞きします。

①私の6月議会質問に対し、町長は、雇用もどんどん増えている、やれることはやると答弁されました。直近5年間の雇用者数の業種別推移はいかがか、お答えください。

②地域経済の循環について、町における実態を把握するために、町の地域産業連関表を作成する考えはないか。また、総合計画等に反映させるために、「地域経済分析システム」RE S A S（リーサス）を活用し、地域の経済構造を分析し研究をするワーキンググループを新たに設け推進する考えはないか、お答えください。

2番の質問は、中等度難聴者補聴器購入費補助拡充についてお聞きします。

①現行の補聴器購入に対する公的助成制度はどうなっているか。

②WHO（世界保健機関）では、何デシベル以上に補聴器を付けるということが奨励されているか。

③助成対象になっていない難聴の程度、ここで「40」を「41」に訂正お願いします。41から69デシベルの中等度の方を対象とした補聴器の購入に対して、町独自の補助をする考えはないか。また、町として中等度難聴者に何ができるのか、どうしていくべきなのか、研究を含めて検討を進めてほしいがいかがか。

①、②、③それぞれについて、お答えください。

最後の質問は、ペーパーレス化・タブレット活用についてお聞きします。町の業務が効率化されるといわれているペーパーレス化・タブレット活用について、どのように考えているか。また、ペーパーレス化・タブレット活用のメリット・デメリットは何か、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1につきましては、事務的なものでございますので、担当課長から答弁させます。

なお、残余の質問につきましても、具体的内容についてでございますので、これも担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。直近5年間の雇用者数の業種別推移につきましては、統計上、お答えできる数字はございませんが、参考までに平成28年度経済センサスの数字を申し上げますと、第1次、第2次、第3次産業、それぞれ131人、1,402人、3,860人となっております。なお、6月議会における町長の答弁は、JAの道の駅「でこぼん」及び

イチゴ観光農園について、雇用者数は増加している旨の発言がありましたので、申し添えておきます。

次に、②について、お答えいたします。地域産業連関表につきましては、経済構造や波及効果を把握でき、政策に活用できますが、専門知識が必要であるために活用法も含め先進事例を研究してみたいというふうに思います。また、リーサスにつきましては、これまでも芦北町総合戦略に掲げる事業や人口ビジョンの作成時に活用してまいりました。今後も必要に応じて活用していきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 質問の主題２の①について、お答えいたします。１８歳以上の中等度難聴者に対する公的助成はありませんが、１８歳未満の難聴児については難聴児補聴器購入費助成制度があります。

次に、②について、お答えいたします。WHOでは、聴力レベルが４１デシベル以上となっています。

次に、③について、お答えいたします。中等度難聴者は身体障害者手帳の交付対象とならないことから、町独自の補助をする考えはありません。また、現在のところ、町に対する補助の要請はあっておりません。しかしながら、身体障害者福祉連合会等の各種関係機関から対象者の把握をするなど、研究課題とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題３について、お答えします。IT活用による業務の効率化、ペーパーレス化につきましては、パソコンのシステム構築により情報共有機能をもった仕組みを活用しており、これまでもペーパーレス化に取り組んでいるところでありますが、町の業務については特に大きな支障もなく、対応できていることから、タブレット活用につきましては、現在のところ考えておりません。

メリットとしては、時間や場所を問わず、保存された資料等を確認できること、また会議資料等を電子化し、配信する場合は印刷にかかる経費を削減できることなどが挙げられます。

デメリットとしては、タブレット画面の大きさによって、見やすさが左右されることやメモの自由度が低いこと、またタブレット購入費、またはリース料及びランニングコストやセキュリティ対策を含めた導入経費が新たに必要となることなどが挙げられます。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） まず、地域経済の循環と雇用について、再質問をいたします。

雇用の増加については、前回質問でのＪＡでこぼん、その他、これまで町長が努力をされて地場の品物等を置いてある、とても良い取組であると考えています。今回の質問は、②が主題でありまして、私が今回、町の地域産業連関表を作成することを提案したのは、水俣市が地域経済をいかに元気にするか、環境市と経済再生のためにどうしたらいいかを分析するために、地域産業連関表を作成したことを知ったからです。３８ページ、３７ページ立てで作ってあります。誰でもネットで検索すれば出てきます。素晴らしいものです。このことは、この岩波新書から出版されている枝廣淳子氏の「地元経済を創りなおす」という本の第８章、地域経済を考えなおす「水俣市は今」とあり、１３９ページから１５１ページに掲載されています。その部分を少し紹介します。

この地域経済循環分析を担当した水俣市役所の松木幸蔵さんは、なぜこの分析を行ったのですかという質問に対して、水俣市の経済再生を考えるために知りたかったことがいくつかあったからだと答えてくれました。１つ、水俣市の経済は長年チッソが牽引してきたが、果たしてそうなんだろうか。２つ、商店街の売上が減ってきているが、その原因は何か。３つ、地元の金融機関は資金需要はないというが、それは本当か。そのような問いを發し、水俣市の経済の実態を明らかにするための分析をしようと考えたのだと、この本に紹介されています。

担当課長にお聞きします。水俣市の産業連関表や取組も参考にして、芦北町の産業間の取引関係、消費や投資、財政支出、移輸出などの最終需要、雇用者所得や営業余剰などの付加価値をトータルに表すことができる、より精度の高い産業連関表を作成する必要性をどのように認識していますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

水俣市の産業連関表につきましては、２０１２年３月、年度でいきますと平成２３年度に作られた資料のようでございます。私もずっと中を読んでみました。特に水俣市につきましては、ＪＮＣチッソにどれだけ依存しているかというところからの分析を中心になされているようでございます。ただいま、その必要性につきましてはですね、もちろん総合戦略等でこれを使った分析あるいはその交付金等の申請についてもこれを利用するような形になっておりますので、十分必要だというのは認識しているところであります。また、環境省のホームページの中に、プログラムを貼り付けてございまして、そちらのほうに町のを入力しますとですね、芦北町の地域経済循環分析というのが５分程度で作成されてまいります。ですから、より具体的なですね、内容についてはもちろんここに記載はございませんし、この表から読み取ることも全て読み取れることはできませんけども、これでも十分活用できる

というのも一つ認識はしているところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今言われました地域経済分析システム（リーサス）とは、2015年4月に政府のまち・ひと・しごと創生本部が経済産業省と連携して提供を始めたサービスで、国勢調査、経済センサス、商業統計調査、農林業センサスなど、政府の経済統計のほか、民間のデータを複合的に分析することができます。リーサスでは、81のメニューがあり、データに基づく総合的な分析が行えるようになっています。人口動態、産業構造、企業活動、農業、観光、まちづくり、医療、福祉、地方財政等の多様なデータが格納されており、その中で地域経済循環分析は地域経済循環マップがあり、地域経済の所得循環構造が把握できる地域経済循環図と生産・分配・支出のそれぞれの特徴を分析する画面が作成されており、全国の市町村単位で地域経済の包括的な分析が可能であるとともに、各自治体を統一的に比較することが可能になっています。芦北町についても、分析できるようになっています。

担当課長にお聞きします。リーサスは81のメニューがあり、各自治体を統一的に比較することが可能な豊富なデータに基づく総合的な分析をすることができます。地域経済分析システム（リーサス）について、どのような認識でおられますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 繰り返しになりますけども、先ほど答弁したとおりでありまして、今後ですね、総合戦略等で使っていくことはもちろんでありますので、当然必要だということは十分認識しているところであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 議長の許可をいただき、皆さんに資料をお配りしています。

1枚目の芦北町の地域経済循環図をご覧ください。これは地域経済分析システム（リーサス）にアクセスし、その中にある地域経済マップの地域経済循環図です。経済全体を立体的に捉えるためには、生産・分配・支出の三軸で考えることが大事です。この三者が同額であるという三面等価の原則は経営学の基礎でもあります。この3つの軸は地域経済の構造を見る上でも役に立ちます。資料を見ると、生産・分配・支出の三面等価の原則の三要素が確認できます。リーサスでは、地域内での生産額を基準にしたときに、支出と分配でどの程度他の地域に頼っているのかが分かるように工夫されています。

担当課長に2点お聞きします。配付資料をご覧ください。芦北町の場合、地域経

済循環図の左上に地域経済循環率が記載されております。芦北町の循環率は71.3%です。この数値は芦北町の経済の自立度を示しています。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高いということを示しています。地域経済循環率71.3%を引き上げるための施策を検討する考えはありませんか。

次に、もう1点は、真ん中と右の図をご覧ください。所得からの支出には雇用者所得、その他の所得を合わせて653億円、そのうちその他の支出の白い部分だけでも175億円が地域外に流出していることが分かります。

2枚目の資料をご覧ください。一番下にある支出流出入率が示されています。一番右のその他支出は、マイナス77.9%になっています。これは町内に使われたお金より町外へのお金の漏れが多いことを表しています。町の事業者と一緒に協力してお金の漏れを調査し、現状を把握してその原因を探り、打つ手を研究する考えはないか、担当課長、この2点をお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 配付資料からの答弁は通告をされておりませんので、答えられる範囲で答えてください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） まず、この一般質問の通告をいただいたときに、リーサスを調査しますと、この表が出てまいります、同じようなものを私も持って、これの中を分析をして答弁の準備をしたところでございます。

まず、この表の見方ですね、多分、私と坂本議員さんしかよく分からないんだろうと思いますので、若干その説明をさせていただきますと、これがリーサスに載った地域経済の分析の表でございます。このデータはどこから来たかということがですね、この表の一番下のほうに文章でありますけども、ここのその他の留意点、プラスとありますけど、ここをクリックしていただくとですね、どこからのデータが出ていますよというのが出てきていまして、このデータはですね、国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを先ほどもありましたように統一的な方法で作成したという内容であります。また、これは2013年のデータでありますので、今から7年ぐらい前、6年、7年前のデータということになりますが、まずこの生産の466というのが単位が億円でございまして、これにつきましては企業に言い換えますと、粗利益の部分というようなことになります。ですから、売上から仕入等を引いた残りがここに生産として出てまいるということになります。次に、分配につきましては、芦北町の住民が町外にお勤めになったときの所得を給料として持ち帰るというようなこと。

○4番（坂本 登君） 議長。質問したところだけでいいんですけど。支出の部分だけを質問したんですけど。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 失礼しました。

それでは、175億円の流出をしているというようなところですね、それと循環率。はい。

まず、循環率は引き上げるというのは当然でございます。町に入ってきた収入、所得を町の中で消費していくというのが大原則だというふうに思います。この中で71.3%ということですので、これが経済ですっと回っていきますと約3.5倍ぐらいの率になるんでしょうか。1万円を循環させますと3万5,000円程度になると、最終的になるというようなことになりますので、これを引き上げていくのは当然でありますので、ここに何か手を打つというのは必要だというふうには思います。

また、次の77.9%というマイナスの数値が2ページ目に載っているようでございますけども、これについてはこの表のですね、175億円という白抜きのところにありますこの数字、その下の紫といいますか、青といいますかね、そこが50億円でございます、実を言うと。それを足したやつを分母にして、175億円のマイナスを分子にしますと、この率が出てまいるということでございます。芦北町から他のところに支出が、流出がしているという話でありますので、これを何かということで私どももこの質問をいただいたときに課の中でも議論をして討論をしたところでありまして、これについて一番大きいのがエネルギー分野、ガソリン、重油、軽油、灯油、こういったもの、あと、電気、ガス、こういったもののエネルギー分野が総額で48億円流出しているというふうに環境省の分析システムを出しますと出ているようであります。そのほか金融、保険関係についても26億円の流出があると。これは何だろうかと思ってしまうんですけども、私どもが預金をしますと金融機関はそれを原資に運用しますので、それが外に出ているんだろうなというふうに想定をしたところでありまして。そのほか国・県・町の公共事業で、町外の事業所に発注された分についても、約15億円出ているようであります。内容的にはそういうものでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 要するにですね、今のを公共事業と、あとはエネルギーを合わせても、あと100億円ぐらいは出ていっているということになるんですね。そこを詳細に調べるためにですね、やっぱりこれは2013年のものですし、課長言われるように、だからこそ詳細なこれでは把握できないですね。芦北町の連関表を作成して、徹底的にやっぱりこの漏れを調べてほしいというのが提案なんです。

今回の質問はですね、地域の仕事をする場所、雇用と収入に不安があるという町

民の声に応じて、6月議会に引き続き、この問題を提案しました。地域経済の循環と雇用の問題は、芦北町総合計画基本構想の1番目に地域活力と雇用を生み出す産業づくりと明記してあります。町にとって、地域の再生を支える地域経済と雇用は最も重要なことです。

最後に、町長にお聞きします。個々の地域の特徴と弱点は、地域の人間が一番良く理解しているはずです。あくまでも地域が主体とならねばならず、コンサルタントや外部の先進的事例はプラスアルファとして利用するものだという発想に立って、地域経済分析システム（リーサス）では把握できない、より精度の高い芦北町の産業連関表を町民と事業者から詳細な聞き取り調査をして作成してください。そして、産業連関表とリーサスを活用して、実際にどこからお金が漏れているのか、どうしたら地域外へのお金の漏れを少なくできるのか、個人事業主の生業をどう守るか、町の産業の自力をどう強めるかなど、徹底的に研究して、芦北町総合計画に反映して、地域活力と雇用を生み出す産業づくりを推進するワーキンググループなどをつくり、事業を推進してほしいが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

これも答弁にありましたように、リーサスにつきましてはこれまでも町の総合計画とか、あるいは人口ビジョンの作成時に活用してきたということでありまして、これにつきましては専門知識が必要でもございます。先進事例等も研究してみなければいけないと思います。

そういう中で、御存じのとおり、本町では地産地消、地場産業育成・振興、そしてまた予算編成、事業展開につきまして、今御提言いただきましたことは基礎資料として大事なものでありますので、しっかりと研究課題とさせていただきたいと思っています。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） よろしくをお願いします。

次に、補聴器補助について、①の公的助成制度は18歳以下のことしか言われませんでした。私の理解では、補聴器への助成制度の対象者は、つまり高度、重度、70デシベル以上で、聴覚障がい6級以上として身体障がい者手帳が交付された方で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方と理解していますが、間違いないか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 身体障がい者手帳を取得しておられます聴覚障がいの方、

6級以上ですね、70デシベル以上の方については、国の制度に基づきまして補聴器の支給制度がございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） この70デシベルというのはどういうことか、また中等度の41デシベルとはどういうことか、分かりやすく説明してください。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 聞こえの程度で申し上げますと、70デシベルとは大声での会話がどうにか聞き取れる程度でございます。また、41デシベルとは両耳での普通の会話がやっと聞き取れる程度でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） つまり、70デシベル以上は聴覚障がい6級以上として身体障がい者手帳が交付された方は、耳元で大きな声で言わないと聞き取れないレベルということです。中等度の41デシベルというのは、普通の会話がかかなり聞き取りづらくなってきていて、時々人の言うことがちょっと聞き取れない、人の声によっては音域がありますから、音域によっては聞き取れないというレベルが41デシベルです。

担当課長にお聞きします。このような中等度の41デシベル、そのレベルでWHO（世界保健機関）は補聴器を付けたほうが良いと、なぜそういうふうに奨励しているのか、お分かりであればお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 先ほど申し上げたとおり、41デシベル以上といたしますのが、普通の会話でやっと聞き取れる程度でございます。そこにはWHOとしましては補聴器の必要性をうたっているんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 要するにですね、中等度の41デシベル、そのレベルでも早く付けたほうが良いというのは、そのレベルを放っておくとさらにひどくなるということと、そのままいきますともう認識ができないことが増えていく。ですから、もうその段階で補聴器を付けたほうが音の認識が保てるということがあり、非常に意味があります。41デシベル以上から付けるべきだとWHOが言っているのは、そういう意味があるということです。

ここで住民の声を紹介いたします。80代の御夫婦の方です。御主人からは、「70代後半から耳の聞こえが悪くなり、耳鼻科に行ったら補聴器を勧められまし

た。病院から勧められたのは、20万円から30万円の補聴器でとても高く、買うことはできません。何日か経ってから眼鏡屋に行って5万円の補聴器を買いましたが、雑音などの調整がうまくいかず頭が痛くなるので、今は使用していない。声が聞き取りにくいので、最近は外に出かけるのがおっくうになり、家にいることが多くなった。」と話してくれました。また、奥様からは、「やさしかった主人が家での私の話が聞こえにくいことで、イライラして怒りっぽくなって私に八つ当たりするし、ぶつぶつと俺はもう駄目だ、生きている意味が無い、もう死んでもいいとか、弱気なことばかり繰り返し言うので、大変不安で困っています。主人の聞きとりがよくなる高額な補聴器が買えればいいのかもかもしれませんが、とても手が出ません。何とかありませんかね。」と話してくれました。

もう一人の方は、70代の男性の方です。声を紹介します。「毎日毎日耳鳴りがひどくて眠れないときもあるほど、キーンキーンキーンという耳鳴りが24時間鳴りっぱなしで止まるときがない。耳鼻科で高音域の聞こえが相当悪いと言われ、音域の調整可能な補聴器を勧められたが、高額すぎて買えない。芦北町は、水俣病の被害者地域であり、特措法のしおりに水俣病被害者の症状の一つに耳鳴りも書いてあった。高齢による難聴者だけでなく、耳鳴りによる難聴者が芦北町には多くいると思う。水俣病被害者手帳は補聴器購入には使えないし、国民年金者にはつらすぎる現実です。」と話してくれました。

今、御紹介した住民の声は、社会の中の小さな声かもしれません。これら住民の苦しみや困り事に寄り添い、少しでも軽くするにはどうしたらいいのでしょうか。みんなで知恵を出し合い、真剣に考える必要があります。厚労省の介護予防マニュアル（改定版）平成24年3月でも、高齢者の引きこもりの要因の一つに、聴力の低下を挙げて対策を求めています。現在、難聴者の14.4%しか補聴器を付けていないとの日本補聴器工業会の推計もあり、その理由の一つは補聴器の価格です。補聴器は3万円くらいから30万円以上のものもあり、平均で15万円と価格が高すぎるとの声が多くあります。

国会では、日本共産党の大門実紀史議員が本年3月20日、参議院財政金融委員会で加齢性難聴者の補聴器購入の助成制度の創設を求めて質問をいたしました。答弁に立った厚労省の諏訪園健司審議官は、補聴器を用いた聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進すると答弁しました。続いて、麻生太郎財務大臣の答弁は、やらなければならない必要な問題と述べられています。

担当課長の答弁で、中等度難聴者に対しての補聴器購入費の補助は考えていないと言われました。そこで、皆さんにお配りしている資料をご覧ください。この3枚目をお開けください。この資料は全日本難聴者中途失聴者団体連合会のホームペー

ジやインターネットなどで調査した結果、障がい者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の助成制度を実施している自治体を記載した資料です。現在、全国の20自治体が補助を実施していることが分かりました。まだ、私が把握しきれていない自治体もあると思いますが、独自に補聴器購入に対して補助を行っている自治体もあるということです。

最後に、町長にお聞きします。加齢性難聴は日常生活を不憫にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、うつ病や認知症の予防、引いては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。町長は、これまで国がしないのなら、町独自に何ができるのかを常に考えていると私に話をしてくれました。私も同感です。誰もが長生きすれば高齢者になり、中等度難聴者になる可能性があります。先ほど住民の声を紹介したように、耳鳴りに苦しむ水俣病被害者地域でもあります。町民の小さな声に心から寄り添い、社会の中で立場の弱い人の苦しみや困り事に共感し、苦難軽減に献身していただきたい。多くの高齢者個人の声を直接聞くなど、何ができるのか真剣に調査・研究していただきたい。そして、中等度難聴者に対して町独自に補聴器購入費補助金制度の実施に向けて前向きに取り組んでほしいがいかがでしょうか。最後に、町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

もうおっしゃることは、もうよく理解できます。多分、自分がそうになったら大変だろうなという思いもいたします。行政の立場上、個別の案件一つ一つになかなか対応できないという部分もございますので、まずは全体の把握をですね、進めてみたいと思います。身体障がい者福祉連合会、課長から答弁がございましたが、ほかですね、各種関係機関からも状況を把握するなどしてですね、しっかりとした根拠に基づいて事業化するときには事業化していくということでございますので、そのような時間を少々欲しいというふうに思っておるところであります。

なお、国がこのことをもう認識しておるということでございますので、国の動向等もこちらでもですね、把握してみたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 施設等の話を伺うということでしたが、施設などに直接、高齢者個人個人にですね、問いかけてほしい。向こうから言ってくるということは、私が対話で回るときに、やっぱりこちらからちょっと話をしてて、「何てな、何てな。」ということでちょっと耳の聞こえが悪いのですかとか聞かないと、言ってくれないと

いうことが多いと思いますので、是非上がってきていることだけじゃなくてですね、こちらから問いかけてデータを取ってほしいなと思います。

次に、ペーパーレス・タブレット活用について質問をいたします。担当課長答弁で、ペーパーレス化・タブレット活用について、メリット・デメリットをお答えいただきました。そして、現在、タブレット化は考えていないという答弁でしたので、すぐに具体化することはないと思いますが、今後、時代の流れとしてはペーパーレス化・タブレット活用にいずれは進んでいくと思われますが、よく考えなければならぬことは町の行政窓口は住民サービスが主な仕事で、住民の理解なしにペーパーレス化・タブレット活用を急いで進める必要はないと思います。また、町内の印刷業者を守ることもつながります。全国の自治体で執行部会議の資料や議会資料にペーパーレス化・タブレットを活用している事例もあります。県内では4月から上天草市議会がタブレットを導入し、各議員にリースで使用しています。いずれは町でもペーパーレス化・タブレット活用を検討する 때가来るかも知れませんが、急がずにそのときはじっくりと町民の意見を聞きながら、慎重に議論をしていただきたいが、このことも最後に町長の考えを聞かせてください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 全くお説のとおりだと思いますので、これもしっかりと世の動向等を捉えまして、必要なときにはやるということではありますが、その必要性が見い出せないときには、やはりその傾向というものをですね、把握していく必要があると思いますので、全く同感です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これにて、質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時39分

令和元年第3回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月12日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第9まで）

第 1 認定第 1 号 平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 2 認定第 2 号 平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 3 認定第 3 号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 認定第 4 号 平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 認定第 5 号 平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 認定第 6 号 平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定第 7 号 平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定第 8 号 平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 議案第39号 平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第10 議案第44号 芦北町移住体験住宅条例の制定について

第11 議員派遣の件

（一括議題＝日程第12から日程第16まで）

第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第 1 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について

第 2 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について

第 3 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について

(閉 会)

2 出席議員（15人）

1 番 藤 井 公 輔 君

4 番 坂 本 登 君

6 番 寺 本 順 一 君

8 番 白 坂 康 浩 君

10 番 元 山 秀 志 君

12 番 川 尻 成 美 君

14 番 岡 部 恵美子 君

16 番 宮 尾 秀 行 君

3 番 林 田 燿 宏 君

5 番 宮 内 道 則 君

7 番 古 村 逸 男 君

9 番 前 田 徹 一 君

11 番 平 松 洋 一 君

13 番 寺 本 修 一 君

15 番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君 総 務 課 長 櫻 井 優 一 君

企画財政課長 川 尾 敏 浩 君 税 務 課 長 元 山 俊 治 君

住民生活課長 田 渕 耕 一 君 福 祉 課 長 内 田 照 也 君

健康増進課長 田 中 公 広 君 農 林 水 産 課 長 福 田 貴 司 君

商工観光課長 松 本 俊 造 君 建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長 杉 本 芳 郎 君 教 育 課 長 白 坂 達 也 君

生涯学習課長 福 井 成 昭 君 会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長 竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局 長 崎 十三男 君 次 長（課長補佐） 岡 田 謙 治 君

議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 嘉島町民会館
- (3) 期 間 令和元年10月1日（火）
- (4) 派遣議員 議員全員

2 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館
- (3) 期 間 令和元年11月21日（木）～22日（金）
- (4) 派遣議員 議会広報委員会委員

令和元年9月12日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第１ 認定第 １号 平成３０年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第２ 認定第 ２号 平成３０年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第３ 認定第 ３号 平成３０年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第４ 認定第 ４号 平成３０年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第５ 認定第 ５号 平成３０年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第６ 認定第 ６号 平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第７ 認定第 ７号 平成３０年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第８ 認定第 ８号 平成３０年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 第９ 議案第３９号 平成３０年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第１、認定第１号「平成３０年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第９、議案第３９号「平成３０年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。質疑は３人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日９月２日に、当員会に付託されました認定第１号、平成３０年度芦

北町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月2日、4日及び5日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき、執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたか、それによってどのように行政効果が発揮できたか等慎重に審査をしましたので、その経過と結果を報告します。

まず、平成30年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は103億2,633万1,150円で、前年度決算と比較すると地方交付税や繰越金の減少により8,849万3,307円の減となっております。

一方、歳出決算総額は99億4,733万5,695円で、前年度と比較すると公債費や積立金の減少により6,950万8,533円の減となっております。

財政指標については、決算剰余金の増加により実質収支比率が0.1ポイント増加し、経常収支比率は公債費の減少により前年度比0.7ポイント改善し、92.3%となりました。

実質公債費比率は0.2ポイント減少し4.2%でした。将来負担比率は平成26年度から5年連続で将来負担額がマイナスとなり、数値表記無しとなっており、総合的に判断すると健全財政が保たれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、企画財政課について申し上げます。

企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際化・国際交流の充実、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等、各種事業が実施されております。

地方創生の推進では、光情報通信基盤整備事業において、吉尾、大野地区及び佐敷地区の一部の整備が終了し、町内全域でサービスの提供が開始されております。

また、ふるさと応援寄附金事業では、150品目を超える返礼品を揃え、寄附件数6,410件、寄附金額が1,576万4,092円の増の1億143万5,200円となっております。

国際交流の推進では、町内7保育園の園児に対して、町国際交流員による国際理解教育事業の実施や、芦北町国際交流協会への活動支援を継続し、国際交流事業の活性化が図られております。

公共交通対策においては、地方バス運行対策事業、ふれあいツクールバス運行事業等のほか、平成29年10月から7路線で実証運行している予約型乗合タクシー「のりあいワゴン」の利便性を高めるため、運行形態等の見直しが行われております。

また、地域公共交通の課題を解決し、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築や公共交通の利用促進を図るため、平成31年3月に芦北町地域公共交通網形成計画が策定されました。

主な質疑として、のりあいワゴンの運行形態の見直しとはどのような見直しを行ったのかとの質疑に対し、これまでは停留所のみで乗降するようにしていたが、集落付近の路線上であれば乗降できるようにしたとの答弁がありました。

また、芦北高校総合支援事業について、学校、同窓会とはどの程度連携しているのかとの質疑に対し、補助金の申請を含め、学校とは常に支援内容等について協議を行っている。また、育友会、J A、森林組合、社会福祉協議会等がメンバーとなっている「芦北高校魅力創造協議会」に企画財政課も参画し、成果や課題等を検証し支援につなげているとの答弁がありました。

次に、税務課について申し上げます。

税務課では、地方税法や関係法令等に基づき、厳正かつ公正・公平な課税、徴収及び地籍調査終了後の修正業務等が行われました。

歳出については、全体で予算額1億3,262万7,000円に対し、決算額1億2,661万433円となり、執行率95.5%でした。

賦課業務においては、固定資産税の令和3年度からの評価替えに向けて土地評価業務委託が行われました。

町税の課税、徴収については、現年課税分調定額18億3,281万2,590円に対し、収入済額18億2,452万1,997円で99.55%の収納率となり、平成24年以降年々向上し、各種財産の差し押さえ等の厳正な滞納処分の効果が見られています。また、平成30年度から新たに実施された家屋敷課税は、251人で調定額は87万8,500円でした。

また、他課との収納対策連携業務として、平成29年度に策定された芦北町債権管理条例に基づく不納欠損事務や各種料金等における滞納者台帳の整備について指導が行われています。

主な質疑として、芦北町債権管理条例に基づく他課との収納対策連携業務の会議とはどういうものかとの質疑に対し、債権のある課が参加し、会議を年3回程度開催している。課長が委員となっているが、その他実務部会として係長を対象に勉強会や実務会議を随時行っているとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。議会事務局では、議会費、監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっております。

決算額は、予算額1億2,272万5,000円に対し、1億1,955万4,693円となり、執行率は97.4%でした。議会活動の活性化を図るための視察研修

や議場の椅子の取替えが行われております。

次に、総務課について申し上げます。

総務課では、消防・防災対策、交通安全対策、防犯対策、男女共同参画の推進、職員の人材育成、庁舎維持管理事業、財産管理事業をはじめ、各種事業が行われております。

決算額は、予算額13億8,797万8,000円に対し、13億4,246万6,044円となり、執行率は96.7%でした。

消防・防災対策事業では、芦北消防署新庁舎建設により、水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金が1億4,492万5,237円の増額となっております。

また、消防設備等の充実を図るため、積載車1台、小型動力ポンプ2台が購入されました。

自主防災組織においては、芦北町自主防災組織連絡会を中心に組織化の促進が図られ、46組織、90.64%の組織率となっております。

防犯対策事業では、26地区に105基の防犯灯の設置補助を行い、防犯と通行の安全性向上を図るとともに、犯罪の予防と犯罪行為の証拠を記録するため、地域間交流スポーツグラウンド駐車場等に3基の防犯カメラが設置されました。

広報事業においては、広報あしきたやまちだより、ホームページによる広報のほか、町外向け広報活動として、町内5施設の無料招待券・入浴券綴り「芦北町への招待状」を町外からの来訪者やスポーツ大会等の賞品として配布し、芦北町のPRが行われております。

財産管理事業においては、平成28年度から販売が開始された洲崎分譲地が平成30年度までに全9区画のうち8区画が分譲されております。

主な質疑として、防犯灯について補助率は何の程度か、また新設だけではなく、交換も補助の対象になるのかとの質疑に対し、原則5割の補助率としているが、通学路や特に危険と認められる箇所については、8から10割の補助を行う場合もある。また、灯具一式の取り換えは新設とみなし行うことができるとの答弁がありました。

また、防犯カメラについて、今度の設置計画はあるのかとの質疑に対し、警察とも協議して設置箇所を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、会計室について申し上げます。

会計室では、公金の収納・支出、資産の管理・運用、決算書の作成、庁舎用物品の収納及び保管等に係る業務が行われております。

歳出における会計管理費の決算額は167万3,409円、執行率は94.2%で、主な支出は決算書の印刷製本費や窓口収納手数料でした。

歳出における利子の決算額は、突発的に大きな資金を要することもなく、健全な運用を行い、一時借入を行っていないため、未執行であったとの説明がありました。

以上で、当委員会に付託されました認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査しました結果、予算決議の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2つの特別会計の決算認定についてと、議案第39号、平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、現地調査も含め9月2日と5日及び6日に審査を行いました。

審査にあたりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。

まず、交通・情報通信ネットワークの整備では、社会資本整備総合交付金を活用した町道射場芦北線の道路改良事業をはじめ、道路局部改良工事が実施されており、道路維持管理事業では、交通安全施設設置工事のほか、道路維持修繕工事や側溝整備工事、舗装工事が実施され、併せて交付金を活用しトンネルの定期点検が行われています。

橋りょう維持事業では、45橋の定期点検と8橋の補修設計、3橋については補修工事が行われており、県道改良共同事業についても負担金を支出し、地域道路網の整備に積極的に取り組まれています。

次に、安全・安心なまちづくりでは、河川改良事業として9河川の改修が施工され、自然災害防止事業としては町道への落石防護柵の設置、法面吹付工事等が実施されています。

また、公共土木施設災害復旧事業では、平成30年7月の豪雨により被災した道路4件、河川7件の復旧工事が施工されています。

小災害復旧事業では、5件の復旧事業に対し補助金が支出されています。その他、県が事業主体となり実施した急傾斜地崩壊対策事業、港湾維持管理事業に対し負担

金が支出されています。併せて、住民が実施する地区内排水路整備事業に対し補助金を支出する等、住環境の整備が実施されています。

次に、住宅等の整備については、町営住宅入居者の快適な暮らしを保つため、一般修繕や定期的な改修事業とともに、芦北町公営住宅等長寿命化計画の見直しが行われています。また、芦北町債権管理条例第10条の規定により、平成7年度から平成26年度に係る滞納住宅使用料、滞納駐車場使用料合わせて363万5,980円が不納欠損処分されています。

主な質疑を申し上げますと、点検を実施したトンネルはどこで、その結果はどうだったのかとの質疑に対し、旧国道の佐敷トンネルと津奈木トンネルの2カ所で、点検結果は早急な対応を必要とするところはなかったが、佐敷トンネルにおいて、一部壁面から湧水が見られるので、経過を観察し、適宜対応していくとの答弁がありました。また、公営住宅等長寿命化計画の主な見直しの内容はとの質疑に対し、黒崎団地について、以前の計画でも建て替えとしていたが、今後の見直しにおいて、小島団地、八幡団地を含めた中で建て替えの検討を行うとこととしたとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。

まず、一般会計の飲料水供給施設支援事業では、3地区の水道組合に補助金が交付され、衛生的な飲料水の確保が図られています。また、浄化槽設置費助成事業では、36基の浄化槽設置に対し補助金が支出されています。

主な質疑を申し上げますと、芦北町において水道組合はいくつ組織されているかとの質疑に対し、上水道区域以外の地域に93の組合があるとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が18件あり、水洗化率は80.6%となっており、5施設については最適整備構想が策定されています。

主な質疑を申し上げますと、水洗化率が低い地区の主な要因は何かとの質疑に対し、つなぎ込みが困難な場所や、距離が長くなり費用の自己負担が大きくなること等が考えられるとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況に合わせた維持管理が行われています。

次に、水道事業会計について申し上げます。

主な事業として、老朽化した水道管布設替として5件の工事が行われ、安定供給と効率的な経営に努められています。また、芦北町債権管理条例第10条の規定に

より、１０万５,６１７円が不納欠損処分されています。

なお、今年度の未処分利益剰余金１億１５７万１,６３３円全てを翌年度に繰り越すこととされています。

主な質疑を申し上げますと、老朽管の布設替えに今後３０年ほどを要するとのことであるが、今後料金の改定をしなくてもできるのかとの質疑に対し、前回の改定で今後１０年間は安定経営できるように設定している。企業会計であるため５年ごとに料金が適正であるか検討は必要であるが、改定しなくても良いように効率的な経営に努めるとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。

まず、商工業の振興について、プレミアム付商品券発行に対する補助を増額し、発行総額２億２,０００万円分とする等、地域経済の活性化にも取り組まれています。このほか、創業等店舗整備支援事業費補助３件、設備投資資金利子補給補助８件が実施され、また先端設備等導入計画認定事業として、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者からの先端設備等の導入計画２件が認定されています。

次に、企業誘致対策事業では、平成３０年１２月に熊本電力株式会社、株式会社MARUKU、芦北町の３者で、「廃校への企業誘致による地方創生に関する協定」を締結し、旧計石小学校においてサテライトオフィスの整備を進め、廃校への企業誘致を推進することとされています。このほか製造業の設備増設に係る立地協定も１件締結されています。

次に、観光振興対策事業では、県内外からの誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船等の主要観光資源のＰＲを行うとともに、定住自立圏連携事業として、八代市、氷川町と連携したイベント開催や県外への観光プロモーション、さらに県南１５市町村と連携したＰＲ事業に取り組まれています。また、観光うたせ船利用促進事業として、存続に向けた体制の検討を行うため、「観光うたせ船保存・活用検討会議」を設置し、課題整理や支援策の提案等が行われています。

その他、芦北海浜総合公園では、社会資本整備総合交付金を活用した施設の長寿命化対策工事が行われ、御立岬公園・物産館管理運営事業においても、施設の適正な維持管理と季節ごとのイベントを実施するなど集客が図られています。

主な質疑を申し上げますと、プレミアム商品券が町経済に与える効果はどのように捉えているのかとの質疑に対し、熊本県が行う消費動向調査によれば、プレミアム付商品券が始まる以前は、八代、水俣、人吉へ流れていた日用品等の購入が、商品券導入後は町内へ回帰しつつあり、域外への流出防止の観点から効果はあっているとの答弁がありました。また、「観光うたせ船保存・活用検討会議」で出された支

援策はどのようなものがあつたのかとの質疑に対し、観光用の保険に対する補助、ライフジャケットなど、乗船環境の整備に関する補助、また廃船を留めるための支援等があり、これらは既に予算化しているとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

各温泉施設では、給湯タンク及び配管の洗浄、脱衣所の天井や棚の改修等、利用者の入浴環境改善と利便性の向上に努められていますが、利用者数は前年度比1.0%減の26万8,638人となっています。

主な質疑を申し上げますと、計石温泉センターは建設から20年ほど経過しているが、改修等の計画はないかとの質疑に対し、大規模な改修等は考えていないが、維持修繕等は適宜実施していくとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。

まず、農業委員会では、農地法に基づく許認可事務をはじめ、農地等の利用の最適化の推進に関する各種事業が実施されています。

農業の振興では、水俣芦北地域の農業者の所得向上と農産物販売強化を目的に、JAあしきたの直販センター建設に対して助成を、また農用地等の整備では中山間地域総合整備事業による宮浦工区及び湯治山工区のは場整備が行われています。その他水田農業対策事業、果樹振興対策事業、花き・野菜振興対策事業、畜産振興対策事業、有害鳥獣被害防止等対策事業等、引き続き多岐にわたり事業が行われており、本町の基幹産業である農業の振興が図られています。

次に、林業の振興であります。町有林の間伐等を計画的かつ効率的に実施し、基本財産の育成と森林の公益的機能の増進を図るとともに、その一部を総合コミュニティセンター建築用材として、町有財産の有効活用も図られています。また、林業及び木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建築支援事業では、新築7件に対し補助金が交付されています。

単町林道舗装事業では、野間線外7路線の舗装について、原材料等に係る経費の補助が行われ、作業機能の充実と安全確保が図られています。

次に、漁業の振興では、漁獲量の減少を改善するため、町単独及び広域によるヒラメ、ガザミ、マダイ、クルマエビ等の放流事業が実施されています。その他町内中学生に対し、地域漁業への理解を深めるため、うたせ漁や魚捌きの体験学習が行われています。

漁港整備事業では、田浦漁港の浚渫工事及び浮桟橋設置工事を行い、漁港の安全性の確保と機能向上が図られています。

主な質疑を申し上げますと、農業者年金受給者の状況の中で経営移譲年金があるが、現在の受給はどうなっているかとの質疑に対し、旧制度により認定された方の

みが受給されており、現在は経営移譲年金が廃止され、老齢年金のみとなっているとの答弁がありました。

また、マガキ養殖の今後の課題は何かとの質疑に対し、現在20%程度の歩留率となっており、これを高めるため養殖技術の向上が必要であるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第39号、平成30年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 最後に、林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当員会に付託されました認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、ほか3件の特別会計の決算の認定について、9月2日、4日及び6日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき執行部からの説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告します。

まず、生涯学習課では、スポーツの振興、生涯学習の充実、青少年の健全育成、文化振興等に取り組み、郷土の未来を育む人づくりのための各種事業を実施しています。

主な事業として、スポーツ・レクリエーション活動の推進では、体育協会・総合型地域スポーツクラブ等の活動支援や交流イベント事業等を実施するとともに、トップアスリート合宿誘致事業として、全日本空手道連盟ナショナルチーム等を招へいし、地元中高生との合同強化練習を行う等、本町のみならず九州管内の選手・指導者の競技力向上を図っています。

生涯学習の推進では、町民講座・平成生き生き大学等の開催で、参加者の自己研鑽、生きがいに寄与しています。

青少年の健全育成については、子ども体験学習の開催で豊かな感情を育むとともに、放課後子ども教室事業の展開では、地域住民の参画支援を受けながら子供たちの安全・安心な活動拠点づくりに努めています。

文化芸術の振興では、文化活動で九州大会以上の出場者に対し補助等を行い、さらなる活動につなげるとともに、観月会開催事業により伝統文化に直に触れる機会がつくられています。

また、芦北町総合コミュニティセンター整備に向け、実施設計、地質調査、造成設計等の業務を行い、造成工事を実施しています。

星野富弘美術館では、作品展示のほか、出前講座、詩画公募展等を行い、芸術・文化の発展並びに心の教育に寄与しています。

文化財・伝統芸能の保存と活動では、「八代・芦北の七夕綱」調査報告書の刊行や町民歴史講座及び子ども講座を開催しています。新芦北町誌編さん事業については、行政資料収集をはじめ、ダイジェスト版の構成について各種委員会を開催し検討を重ねています。

主な質疑として、スポーツ振興助成事業において、町外からスポーツ留学をしてきた人数と競技種目は何かとの質疑に対し、相撲・空手、各3名で、6名とも中学生であるとの答弁がありました。

また、文化財保護審議会委員数と町指定文化財の新規指定分は何かとの質疑に対し、委員数は5名で、赤松太郎の石畳を登録したとの答弁がありました。

次に、住民生活課に係る決算について報告します。

一般会計と国民健康保険事業特別会計ほか1件の特別会計を併せて報告します。

住民生活課では、「地域で守り育てるまちづくり」、「暮らしを支える基盤づくり」及び「住民と行政の協働のまちづくり」を目指し、各種事務事業を行っています。

地域福祉活動の推進では、女島活力推進センターを拠点に、水俣病関連情報発信支援事業等、さまざまな事業が実施されています。

ごみの減量化の推進では、家庭用生ごみ処理機購入や地域が設置するごみ収集所収容器補助を行っています。

環境保全活動の推進では、不法投棄対策として、環境衛生巡視員による巡視活動を引き続き実施し、そのほか防疫・地球温暖化、生活環境対策事業等に取り組んでいます。

行・財政運営では、戸籍住民基本台帳業務やマイナンバー交付等に基づく事務が行われています。

主な質疑として、清掃センターのごみ処理実績で、埋め立て処分がされるごみ類の種類及び具体的な処分の方法はどうしているかとの質疑に対し、ガラスや陶器類

が対象で、民間業者へ委託し、町外の処分場で埋め立てを行っているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療目的に人間ドックの助成を行うとともに、重症化予防や健康づくりに関する啓発活動により、医療費の適正化に対する取り組みがなされています。

主な質疑として、水俣病医療手帳等所持者の自己負担分3割はどこが負担しているのかとの質疑に対し、国・県が手帳の種類により按分して負担している。また、水俣病患者手帳についてはチッソ株式会社が負担しているとの答弁がありました。

次に、直診勘定について、吉尾温泉診療所では、へき地医療支援機構等の支援を受け、派遣医師による診療を行っています。平成30年度の外来患者数は延べ1,314人で、平成29年度と比べて44人の減少となっています。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が被保険者認定、保険料率の決定、医療給付等の事業運営を行っており、町では申請、相談業務及び保険料の徴収等がなされています。

保健事業では、被保険者の疾病の予防及び早期発見、早期治療に資するため、後期高齢者健診を実施し、761人が受診されています。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も引き続き実施されており、受診者22人に対し総額88万円の助成が行われています。

次に、健康増進課に係る決算について報告いたします。

健康増進課では、芦北町健康づくり推進条例に基づき、「あしたのためにきたえよう健康力」のスローガンのもと、各家庭、個人の主体的取り組みと、地域や団体等が連携を図り協働するという2本柱を基本理念とし、母子保健、歯科保健、精神保健、予防接種、検診事業、健康教育相談事業等各種保険事業を実施しています。

健康づくり活動の充実では、「第3期芦北町健康づくり推進計画」に基づき、身体活動の増加の手段としてスロージョギング体験会やあしきた健康フェア等を開催し、広く町民に向けて健康づくりの情報発信を行うとともに、子どもの成長発達や育児等の個別相談と健康教育を行う親子の安心サポート等を実施しています。

予防活動・健診体制の充実では、健診結果に基づき生活習慣病等の重症化予防に取り組んでいるほか、改正自殺対策基本法に基づき、「芦北町自殺対策計画」を策定しています。

主な質疑として、各種がん検診受診者で早期発見につながる成果はあったのかとの質疑に対し、直近3年間で乳がん等19件の対象者があったとの答弁がありました。

また、親子の安心サポート参加者が大幅に増加しているが、その理由はとの質疑に対し、保健師が本庁配置になったことや、乳幼児健診時に周知する等、相談体制が充実したとの答弁がありました。

次に、教育課に係る決算について報告します。

教育課では、学校教育、幼稚園教育、学校給食に係る各種事業を実施しています。

学校教育の充実について、論語を通した徳育の推進や全国学力状況調査に加えて小学校4年・5年生及び中学校1年・2年生に対して、芦北町独自で学力検査を実施するとともに、中学生を対象に英語検定及び漢字検定受験料の助成を行うほか、小学校における英語教科化に対応するために、指導力のある英語指導助手を民間から3人配置し、指導体制の強化に取り組んでいます。

デジタル教科書や電子黒板等のICT機器を活用した授業では、学力充実研究指定校に3校を指定し、子どもたちの学力の充実・向上及び教師の校務負担軽減に努めています。また、支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員、不登校対策支援員の配置により、きめ細かな指導と不登校の未然防止に努めています。

学校給食では、安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供及び地産地消を推進するとともに、食物アレルギーに対応した給食の提供に取り組んでいます。

主な質疑として、中学校費で各種大会参加費補助金の内訳は何かとの質疑に対し、大会参加時のバス借上料が主な支出であるとの答弁がありました。

また、学校給食施設費の増加理由はとの質疑に対し、食缶の保温力を高めるためにステンレス製に更新したとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計では、大学生30人に対し奨学資金の貸付けが行われており、町内学徒の人材育成の一助として、経済的理由による修学困難者への便宜が図られています。

主な質疑として、大学生の貸付金の限度額等はどれくらいかとの質疑に対し、大学生は月額5万円、準備金が50万円であるとの答弁がありました。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。

福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指して各種事業を実施しています。

高齢者福祉の充実では、住宅改造助成事業や緊急通報体制整備事業等の福祉サービスを提供し、高齢者が安心した在宅生活と生きがいをもって暮らせるよう支援を行っています。

障がい者福祉の充実では、障がい者のニーズに配慮した様々な障がい福祉サービスが提供され、日常生活及び社会生活が総合的に支援されています。

地域福祉活動の推進では、地域住民の支え合いによるまちづくりを推進するとと

もに、芦北町社会福祉協議会等に対し支援を行い、地域福祉の一体的な推進を図っています。

子育て環境の整備では、「芦北町子ども・子育て支援事業計画」に基づき適切な保育サービスの提供と18歳までの子ども医療費無料化等、子どもの健全な育成と子育て支援に努めています。

主な質疑として、ひとり親等家庭医療扶助の具体的な内容はとの質疑に対し、父子・母子家庭の親の医療費自己負担分を県と町で補助を行う制度であるとの答弁がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防事業等を行っています。

介護予防事業・日常生活支援総合事業では、閉じこもり予防通所支援事業や高齢者筋力向上トレーニング事業、食の自立支援事業等を実施しています。また、地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、認知症総合支援事業等の各種事業を実施しています。

主な質疑として、要介護認定関係の数値の推移はどのようになっているかとの質疑に対し、認定率は20%程度であり、全国平均と比較すると軽度の認定率は高いが重度は低い状況であるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、ほか3件の特別会計の決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、認定第1号から日程第9、議案第39号までを順次討論を行い、採決をします。

日程第1、認定第1号、平成30年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成30年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成30年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成30年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり

認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成30年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成30年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成30年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成30年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第 8 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 8 号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 39 号、平成 30 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

—————○—————

第 10 議案第 44 号 芦北町移住体験住宅条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 10、議案第 44 号「芦北町移住体験住宅条例の制定について」を議題とします。

本件は、本定例会初日に所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 44 号、芦北町移住体験住宅条例の制定について、審査の結果を報告します。

この条例は、芦北町への移住希望者に対し、一定期間、町での生活体験や地域住民と交流ができる機会を提供することにより、町への移住促進を図ることを目的に条例を定めるものとの説明がありました。

第 6 条で規定している使用の期間について、30 日以内では短いのではないかと質疑に対し、移住体験という性質上、30 日という設定を行っている。例外を認める規定も定めているので、運用において延ばすことはできるとの答弁がありました。

また、広報についてはどのように行う計画かとの質疑に対し、町外の方がターゲットになるので、ホームページを中心に行う。また、東京で開催される移住相談会

に年に２、３回参加しているが、この場でも紹介する計画であるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第４４号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案第４４号、芦北町移住体験住宅条例の制定についての審査結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１１ 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第１１「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２５条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生ずる場合は、議長一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

第 1 2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1 2 から日程第 1 6 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

執行部より、議案追加の申し出があり、本日開催した議会運営委員会により、追加日程の答申がありました。

お諮りします。ただいま配付した議案第 5 3 号から議案第 5 5 号までの議案 3 件を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 にして議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議席に配付のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第 1、議案第 5 3 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第５３号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター建設工事（建築工事）の請負契約締結の承認に係るものであります。

１ 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター建設工事（建築工事）

２ 契約の方法 指名競争入札

３ 契約の金額 ８億９,１００万円

なお、落札率は９９．２％となっております。

４ 契約の相手方 熊本県八代市宮地町２０８８番地

松島・松下特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社松島建設 代表取締役 松嶋 進治

工事の概要について、御説明申し上げます。

本施設は、落ち着いた、くつろぎの空間づくりを目指し、地域資源の活用の一環として、町有林を建築資材として活用する設計となっております。

建物の構造といたしましては、木造２階建てとなっており、１階に子どもの広場と図書館を整備し、２階は中央公民館として、調理実習室、研修室等を整備します。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本設備の設計内容、規模の工事を確実に施工するためには共同企業体方式をとることが適切であり、その組み合わせについては２社による編成が効果的であると考え、第１グループに県内建築業者Ａ１ランク６社を、第２グループには町内建築業者上位６社を予備選定し、指名希望の申請があった共同企業体６社による指名競争入札を実施しました。

入札は９月９日に執行し、仮契約を翌日の９月１０日に行っております。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税率１０％を適用しておりますが、消費税法等の施行が見送られた場合、改正前の税率を適用するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第 2 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第 2、議案第 5 4 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第 5 4 号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター建設工事（機械設備工事）の請負契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1 億 3, 8 6 0 万円

なお、落札率は 9 8 . 6 % となっております。

- 4 契約の相手方 熊本県八代市松江町 4 7 3 番地 5

金剛設備工業・松本電気工業特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社金剛設備工業 代表取締役 熊川 裕規

工事の概要について、御説明申し上げます。

本施設は、芦北町総合コミュニティセンターのトイレ、給水施設、給湯設備、消火設備、ガス設備、冷暖房設備等の新設工事を行うもので、工種としては管工事に分類されます。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本設備の設計内容、規模の工事を確実に施工するためには共同企業体方式を取ることが適切であり、その組み合わせについては 2 社による編成が効果的であると考え、第 1 グループに県内管工事業者 A ランク 1 1 社を、第 2 グループには町内管工事業者 1 1 社を予備選定し、指名希望の申請があった共同企業体 4 社による指名競争入札を実施しました。

入札は 9 月 9 日に執行し、仮契約を翌日の 9 月 1 0 日に行っています。

契約金額におきます消費税等の取り扱いについては、議案第 5 3 号と同様でございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第3 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第3、議案第55号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第55号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター建設工事（電気設備工事）の請負契約締結の承認に係るものであります。

1 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター建設工事（電気設備工事）

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 9,713万円

なお、落札率は97.0％となっております。

4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦408番地3

太陽・瀏上特定建設工事共同企業体

代表者 太陽電気株式会社 芦北営業所長 松本 光男

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、総合コミュニティセンターの受変電設備、電灯、電話、放送設備等の新設工事を行うもので、工種としては電気工事に分類されます。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本設備の設計内容、規模の工事を確実に施工するためには共同企業体方式を取ることが適切であり、その組み合わせについては2社による編成が効果的であると考え、第1グループに県内電気工事業者Aランク8社を、第2グループには町内電気工事業者8社を予備選定し、指名希望の申請がありました共同企業体8社による指名競争入札を実施しました。

入札は9月9日に執行し、仮契約を翌日の9月10日に行っています。

契約金額におきます消費税等の取り扱いについては、議案第53号と同様でございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

11時15分より、全員協議会を開催をいたします。

—————○—————

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員